

**熊 取 町**  
**国土強靱化地域計画**

令和 5 年 12 月  
令和 8 年 3 月（一部修正）

**熊 取 町**





## はじめに

わが国は、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨による災害、令和元年東日本台風による災害等の大規模自然災害を数多く経験してきた。本町でも地震災害はもとより、大型台風や集中豪雨などによる風水害など、災害への備えが重要な課題となっている。

これらの経験を踏まえて、とにかく人命を守り、致命的な被害等を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平常時から構築しておくことが重要とされ、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定した。その後に発生した災害教訓を踏まえ、平成 30 年 12 月に見直しが行われた。

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。大阪府においては、平成 28 年 3 月に大阪府強靱化地域計画を策定したのち、その後の動向を踏まえて令和 2 年 3 月に改定版を策定したところである。

熊取町においても、今後、発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震やこれまで経験したことない大規模自然災害等に対し「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「安全安心な地域・経済社会の構築」を目指した「熊取町国土強靱化地域計画」を策定し、関係機関及び住民との協働により、強靱な地域づくりを推進する。

# 目 次

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>第1章 熊取町の特徴</b> .....          | <b>1</b>  |
| I 地域特性.....                      | 1         |
| II 災害の歴史と被害想定.....               | 2         |
| <b>第2章 基本的な考え方</b> .....         | <b>5</b>  |
| I 基本的な方針.....                    | 5         |
| <b>第3章 取組にあたっての考え方</b> .....     | <b>7</b>  |
| I 特に配慮すべき事項.....                 | 7         |
| II 施策の推進とPDCAサイクル.....           | 8         |
| <b>第4章 脆弱性評価</b> .....           | <b>9</b>  |
| I 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....    | 9         |
| II 施策分野.....                     | 10        |
| <b>第5章 具体的な取組の推進</b> .....       | <b>11</b> |
| I 脆弱性評価の結果を踏まえた熊取町の取組.....       | 11        |
| <b>【別紙1】脆弱性評価結果</b> .....        | <b>19</b> |
| <b>【別紙2】個別事業一覧（具体的な取組）</b> ..... | <b>31</b> |



# 第1章 熊取町の特性

## I 地域特性

### (1) 地理的条件

町は、大阪都心部から約 35 k mの距離にあり、東部を貝塚市、西部を泉佐野市に隣接し、大阪府の南部に位置している。

町は、東西 4.8km、南北 7.8km の木の葉状の町であり、山間部を除きおおむね平坦である。

南方には、和泉山脈の一部である雨山（海拔 312m）があり風光明媚で和泉平野及び大阪湾を隔て淡路島が遠望できる。東方は和泉山脈の山麓地帯で、地盤は東南より北西に向かって次第に低く適度の傾斜を保って海岸平野に接する。

和泉山脈に源を発する見出川、雨山川、住吉川は町の中央部を流れ大阪湾に注いでいる。土質は肥沃で山間部は松を主とする造林に、平野は耕地に適している。

また、交通面では J R 阪和線が町の西端を通っており、主要道路は国道 170 号（大阪外環状線）、府道泉佐野打田線、府道泉佐野熊取線があり他市との交通はこれらの道路に依存している。

町の気象は、瀬戸内海気候区の東の端に位置し、比較的雨量の少ない部に属する。アメダスによる各平年値の平均気温は 15.6 度（昭和 52 年～平成 30 年の平均）、年間降水量は 1,301.1mm（昭和 51 年～平成 30 年の平均）で、温暖、寡雨の気候である。風向きは、年間を通じて西風が吹くことが圧倒的に多く、特に冬は顕著である。

### (2) 社会的条件

昭和 50 年 10 月 1 日現在で 18,032 人であった人口は、昭和 40 年代後半からの大規模な宅地開発を契機として、昭和 55 年 10 月 1 日現在 25,432 人、昭和 60 年 10 月 1 日現在 33,542 人と、大阪府内でも有数の人口急増都市となり、平成 22 年度の 44,709 人をピークに近年はベッドタウン化の進展も一応の落ち着きを見せ、令和元年 10 月 1 日現在 43,642 人と人口動態が微減傾向へと推移してきている。

世帯構成は、核家族世帯がかなりを占め、単独世帯についても増加傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいる。

## II 災害の歴史と被害想定

### (1) 災害履歴

大阪府に被害を及ぼした主な地震を表 1.2.1 に示す。府内への被害としては宝永地震や南海地震などの海溝型地震において被害を受けているほか、2013 年に淡路島付近で発生した地震、2018 年の大阪府北部を震源とする地震などの内陸活断層による地震によっても被害が発生している。

表 1.2.1 大阪府に被害を及ぼした主な地震

| 西暦（和暦）                      | 地域（名称）                                 | マグニチュード               | 大阪府内の主な被害<br>（括弧は全国での被害）  |
|-----------------------------|--|-----------------------|---|
| 887 年 8 月 26 日<br>（仁和 3）    | 五畿・七道                                  | 8.0～8.5               | 津波による死者多数。（南海トラフ沿いの巨大地震）  |
| 1361 年 8 月 3 日<br>（正平 16）   | 畿内・土佐・阿波                               | 8 <sub>1/4</sub> ～8.5 | 四天王寺倒壊により、圧死者 5 人。津波による被害あり。（南海トラフ沿いの巨大地震）                              |
| 1510 年 9 月 21 日<br>（永正 7）   | 摂津・河内                                  | 6.5～7.0               | 寺社倒壊。死者あり。  |
| 1596 年 9 月 5 日<br>（慶長 1）    | 畿内（慶長伏見地震とも呼ばれる）                       | 7 <sub>1/2</sub> ±1/4 | 堺で死者 600 人余。  |
| 1662 年 6 月 16 日<br>（寛文 2）   | 山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃 | 7 <sub>1/4</sub> ～7.6 | 大坂城、高槻城、岸和田城破損、大阪で若干の死者あり。  |
| 1707 年 10 月 28 日<br>（宝永 4）  | （宝永地震）                                 | 8.6                   | 大阪で、死者約 750 人、家屋全壊 1、000 棟余、他に津波による死者多数。                                |
| 1854 年 12 月 23 日<br>（安政 1）  | （安政東海地震）                               | 8.4                   | （東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家全壊・焼失約 30、000 棟、死者 2、000～3、000 人。） |
| 1854 年 12 月 24 日<br>（安政 1）  | （安政南海地震）                               | 8.4                   | （南海沖の巨大地震。安政東海地震の被害と区別するのが難しい。）   |
| 1891 年 10 月 28 日<br>（明治 24） | （濃尾地震）                                 | 8.0                   | 死者 24 人、負傷者 94 人、家屋全壊 1、011 棟。  |
| 1927 年 3 月 7 日<br>（昭和 2）    | （北丹後地震）                                | 7.3                   | 死者 21 人、負傷者 126 人、住家・非住家全壊 127 棟。                                       |
| 1936 年 2 月 21 日<br>（昭和 11）  | （河内大和地震）                               | 6.4                   | 死者 8 人、負傷者 52 人、住家全壊 4 棟。   |
| 1944 年 12 月 7 日<br>（昭和 19）  | （東南海地震）                                | 7.9                   | 死者 14 人、負傷者 135 人、住家全壊 199 棟。   |
| 1946 年 12 月 21 日<br>（昭和 21） | （南海地震）                                 | 8.0                   | 死者 32 人、負傷者 46 人、住家全壊 234 棟。  |
| 1952 年 7 月 18 日<br>（昭和 27）  | （吉野地震）                                 | 6.7                   | 死者 2 人、負傷者 75 人、住家全壊 9 棟。   |
| 1995 年 1 月 17 日<br>（平成 7）   | （平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震）                | 7.3                   | （死者 6、434 人、行方不明 3 人、負傷者 43、792 人、住家全壊 104、906 棟。）                      |
| 2000 年 10 月 6 日<br>（平成 12）  | （平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震）               | 7.3                   | 負傷者 4 人。  |
| 2004 年 9 月 5 日<br>（平成 16）   | 紀伊半島南東沖                                | 7.4                   | 負傷者 10 人。   |
| 2011 年 3 月 11 日<br>（平成 23）  | （平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震）            | 9.0                   | 負傷者 1 人（平成 31 年 3 月 1 日現在、消防庁調べ）。                                       |
| 2013 年 4 月 13 日<br>（平成 25）  | 淡路島付近                                  | 6.3                   | 負傷者 5 人（平成 25 年 5 月 14 日現在、消防庁調べ）。                                      |
| 2018 年 6 月 18 日<br>（平成 30）  | 大阪府北部                                  | 6.1                   | 死者 6 人、負傷者 385 人、住家全壊 20 棟、住家半壊 443 棟（平成 31 年 2 月 12 日、消防庁調べ）。          |

出典：「大阪府に被害を及ぼした主な地震」（令和 2 年 4 月 6 日確認、文部科学省 地震調査研究推進本部「大阪府の地震活動の特徴」）

## (2) 被害想定

### ①地震災害

大阪府が実施した「大阪府地震被害想定」（平成 19 年 3 月、大阪府）、「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」（平成 24 年 11 月、大阪府）において想定された地震被害想定のうち、町域における被害数値を示した。熊取町においては、内陸活断層による地震では「上町断層帯 A」、「上町断層帯 B」、「生駒断層帯地震」、「中央構造線断層帯」、海溝型の地震としては「南海トラフ巨大地震」による地震で町域への被害が想定されている。特に、「上町断層帯 B」、「中央構造線断層帯」では最大震度 6 強が想定されている。

表 1.2.2 地震被害想定

|                        |        | 上町断層帯 A            | 上町断層帯 B            | 生駒断層帯              | 有馬高槻断層帯            | 中央構造線断層帯           | 南海トラフ巨大地震          |
|------------------------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 地震の規模<br>(震度は町域における震度) |        | マグニチュード<br>7.5~7.8 | マグニチュード<br>7.5~7.8 | マグニチュード<br>7.3~7.7 | マグニチュード<br>7.3~7.7 | マグニチュード<br>7.7~8.1 | マグニチュード<br>9.0~9.1 |
|                        |        | 震度 5 弱<br>~震度 6 弱  | 震度 5 強<br>~震度 6 強  | 震度 4<br>~震度 5 強    | 震度 4<br>~震度 5 弱    | 震度 5 強<br>~震度 6 強  | 震度 6 弱             |
| 建物全半壊<br>棟数            | 全 壊    | 45 棟               | 1,377 棟            | 0                  | 0                  | 812 棟              | 84 棟               |
|                        | 半 壊    | 119 棟              | 1,803 棟            | 0                  | 0                  | 1,341 棟            | 906 棟              |
| 炎上出火件数                 |        | 0                  | 1 件                | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 死傷者数<br>(早朝)           | 死 者    | 0                  | 11 人               | 0                  | 0                  | 4 人                | 2 人                |
|                        | 負 傷 者  | 30 人               | 528 人              | 0                  | 0                  | 416 人              | 118 人              |
| 被災者数                   |        | 568 人              | 11,187 人           | 0                  | 0                  | 0                  | 4,626 人            |
| 避難所生活者数                |        | 165 人              | 3,245 人            | 0                  | 0                  | 0                  | 1,388 人            |
| ライフライン                 | 停電     | 84 軒               | 3,029 軒            | 0                  | 0                  | 2,289 軒            | 8,544 軒            |
|                        | ガス供給停止 | 0                  | 10,000 戸           | 0                  | 0                  | 10,000 戸           | 0                  |
|                        | 水道断水   | 3,000 人            | 17,000 人           | 0                  | 0                  | 12,000 人           | 42,851 人           |
|                        | 電話不通   | 552 回線             | 994 回線             | 55 回線              | 0                  | 994 回線             | 8,000 回線           |

注. 想定地震発生時の条件：想定時期 冬季の夕刻、午後 6 時 想定風速条件 ただし死傷者数については、冬季の早朝、午前 5 時を想定  
超過確率 1% の風速（1 年のうち 3 日程度はありうる風速）8.7 m/s

注. 炎上出火件数は、地震後 1 日の件数

注. 死傷者数は、建物被害・火災によるものの合計

### 参考

| 地震発生確率<br>(%)<br>(30 年以内) | 上町断層帯 | 生駒断層帯    | 有馬高槻断層帯   | 中央構造線断層帯(金剛山地東縁~和泉山脈南縁) | 南海トラフ巨大地震 |
|---------------------------|-------|----------|-----------|-------------------------|-----------|
|                           | 2~3   | ほぼ 0~0.3 | ほぼ 0~0.08 | ほぼ 0                    | 70~80     |

※地震調査研究推進本部が発表した「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（平成 31 年 2 月）による。

| 災害廃棄物発生量推計 | 上町断層帯 A   | 上町断層帯 B     | 生駒断層帯 | 有馬高槻断層帯 | 中央構造線断層帯    | 南海トラフ巨大地震 |
|------------|-----------|-------------|-------|---------|-------------|-----------|
| 災害廃棄物発生量   | 8,125.6 t | 165,634.4 t | 0     | 0       | 109,763.5 t | 9,000 t   |

※震災廃棄物対策指針 災害廃棄物の発生量予測方法による。

## ②風水害

熊取町における河川氾濫として、佐野川、住吉川、雨山川による浸水が想定されている。平成 31 年 3 月に公表された「佐野川水系佐野川・住吉川・雨山川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」では、JR 熊取駅を含む町内中心部で浸水による被害が想定されている。また、町内の山間部では土砂災害による被害が想定されており、土砂災害警戒区域 41 箇所、土砂災害特別警戒区域 24 箇所（平成 27 年 3 月時点）が指定されている。

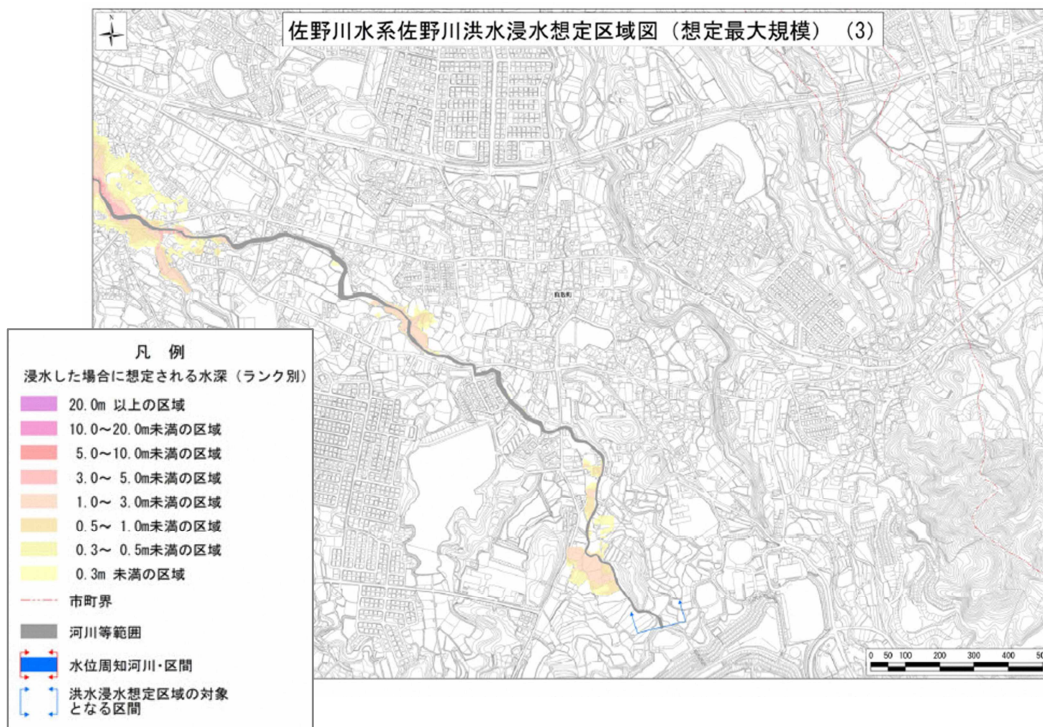
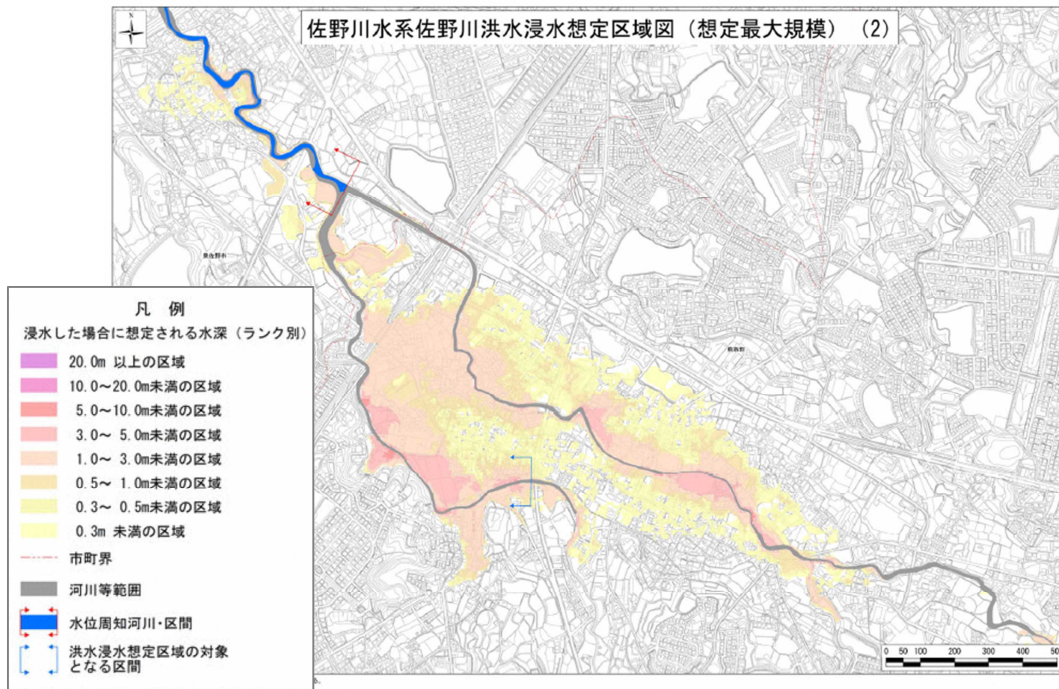


図 1.2.1 佐野川水系佐野川・住吉川・雨山川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：「佐野川水系佐野川・住吉川・雨山川洪水浸水想定区域図」（平成 31 年 3 月、大阪府岸和田土木事務所）

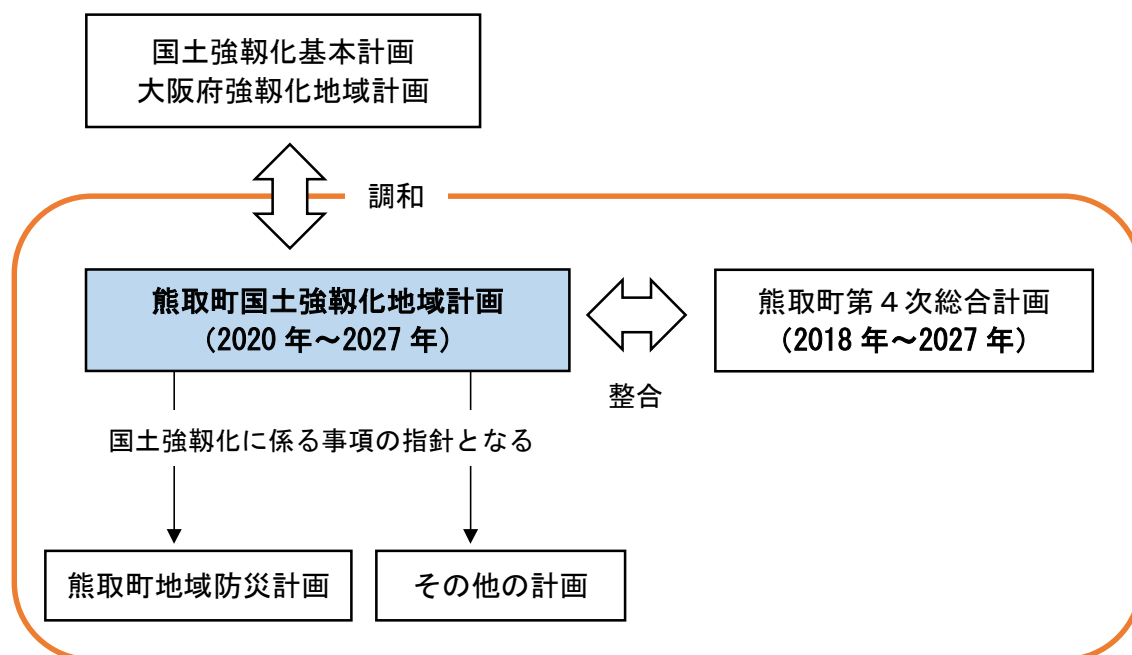
## 第2章 基本的な考え方

### I 基本的な方針

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に関する町の計画等の指針となるべきものとして策定する。

なお策定にあたっては、国の「国土強靱化基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を確保し、「熊取町第4次総合計画」と整合を図るものとする。



#### (2) 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも次の事項を基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### (3) 対象とする災害（リスク）

町に影響を及ぼす災害（リスク）としては、幅広い事象が想定されるが、先に示した災害の歴史と被害想定のとおり、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などによる地震災害、大型台風や集中豪雨等による河川氾濫等が想定されている。

国の基本計画が大規模自然災害を対象としていること、大阪府強靱化地域計画においても大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とする。

### (4) 計画の期間

本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにするため、熊取町第4次総合計画との整合を図り、令和9（2027）年度までを見据えて策定することとする。

また、今後の社会経済情勢等の変化や関連施策の推進状況等を踏まえつつ、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。

### (5) 熊取町が計画に取り組む意義

大阪府においては、「2025 日本国際博覧会」（以下「大阪・関西万博」という。）の開催が決定されており、万博開催都市として先頭に立って SDGs の達成に貢献する「SDGs 先進都市」をめざしている。また、大阪市とともに、令和2年3月に「大阪スマートシティ戦略」を策定し、府域全体で先端技術による利便性の向上を住民が実感でき、笑顔で暮らせる都市・大阪（eOSAKA）の実現をめざしている。

このような中、熊取町においても大阪府・大阪市と歩調を合わせた「スマートシティ熊取」をめざす取組をすすめ、SDGs の達成と、先端技術により住民生活の質が向上し、利便性が高く、永く楽しい生活を送ることができるまちづくりを進めることとしている。

こうした状況を踏まえ、熊取町において仮に大規模な災害に見舞われた場合であっても、町としての機能を可能な限り維持し、あるいは早期に回復することが求められている。

このため、熊取町では、いかなる事態が発生しても人命を守るとともに、地域社会が機能不全に陥らないシステムを確保する観点から、起きてはならない最悪の事態の想定を行った。これらの事態を確実に回避するため、既存の地震対策や風水害対策を総点検し、これらの対策に関連する計画を基に必要な個別計画を検討し、体系的に整理を行い、熊取町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）としてとりまとめた。

熊取町では、本計画を踏まえ、各部局において関連計画に基づいて個別の取組を進めることで町域の強靱化を図ることとする。

また、本計画は、国の基本計画の改訂、大阪府強靱化地域計画の改訂、策定後に発生した災害の教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、適宜改訂を行うこととする。

## 第3章 取組にあたっての考え方

### I 特に配慮すべき事項

先に掲げた4つの基本目標を達成し、本町の安全安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら取り組む。

#### (1) 住民等の主体的な参画

住民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、町、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、本町まちづくりの柱のひとつである「協働のまちづくり」を念頭に、それぞれが主体的に行動し、取組を推進する。

#### (2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れることとする。

#### (3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進める。

特に、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践により、効率的・効果的な維持管理を進める。

#### (4) 広域連携の取組

大規模災害発生時には本町だけでは対応が困難な状況が想定されることから、府と連携を図りつつ、自治体間の連携や、民間団体等との災害協定の締結など、広域的な連携の取組を進める。

## II 施策の推進とPDCA サイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要がある。本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標及び前項の特に配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し推進する。

個別の施策は、基本的に関連する計画において進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、本計画については、毎年、それらの進捗状況を集約し、概括的な評価を行うことにより、進捗管理を実施する。

なお、強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意するものとする。

## 第4章 脆弱性評価

### I 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

第2章 I（2）に掲げた基本目標と本町の地域特性を踏まえ、基本計画及び大阪府強靱化地域計画を参考に、以下の8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして32の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

表 4.1.1 起きてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標 |  | 起きてはならない最悪の事態 |  |
|------------|--|---------------|--|
| 1          | 直接死を最大限防ぐ<br>(4)   | 1-1           | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生             |
|            |  | 1-2           | 密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生                        |
|            |  | 1-3           | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                             |
|            |  | 1-4           | 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生                                  |
| 2          | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する<br>(6)     | 2-1           | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                       |
|            |  | 2-2           | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                           |
|            |  | 2-3           | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱   |
|            |  | 2-4           | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺             |
|            |  | 2-5           | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生   |
|            |  | 2-6           | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生                    |
| 3          | 必要不可欠な行政機能は確保する<br>(2)                                   | 3-1           | 町役場機能の機能不全   |
|            |  | 3-2           | 町役場の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                     |
| 4          | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する<br>(3)                          | 4-1           | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                                    |
|            |  | 4-2           | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                           |
|            |  | 4-3           | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態           |
| 5          | 経済活動を機能不全に陥らせない<br>(3)                                   | 5-1           | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下                                      |
|            |  | 5-2           | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響         |
|            |  | 5-3           | 食料等の安定供給の停滞  |
| 6          | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる<br>(5) | 6-1           | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
|            |  | 6-2           | 上水道等の長期間にわたる供給停止   |
|            |  | 6-3           | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止  |
|            |  | 6-4           | 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止   |
|            |  | 6-5           | 防災インフラの長期間にわたる機能不全   |
| 7          | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない<br>(5)                             | 7-1           | 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生                                |
|            |  | 7-2           | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺                        |
|            |  | 7-3           | ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生                           |
|            |  | 7-4           | 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃  |
|            |  | 7-5           | 農地・森林等の被害による国土の荒廃  |

| 事前に備えるべき目標 |  | 起きてはならない最悪の事態 |  |
|------------|--|---------------|--|
| 8          | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する<br>(4) | 8-1           | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   |
|            |  | 8-2           | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
|            |  | 8-3           | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態                                   |
|            |  | 8-4           | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                              |

## II 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置づけられている施策を精査し、個別施策ごとの課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価する。

脆弱性評価の結果は別紙 1 に記載するとともに、個別事業一覧を別紙 2 に記載した。

個別施策分野と横断的分野は、大阪府強靱化地域計画を踏まえ、以下のとおりとした。

### ■ 個別施策分野（11）

- ①行政機能 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④エネルギー ⑤情報通信  
⑥産業構造 ⑦交通・物流 ⑧農林水産 ⑨環境 ⑩土地利用 ⑪国土保全

### ■ 横断的分野（2）

- A) リスクコミュニケーション B) 人材育成

## 第5章 具体的な取組の推進

本章では、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策を抽出し整理した。

### I 脆弱性評価の結果を踏まえた熊取町の取組

前章の脆弱性評価の結果を踏まえ、熊取町の課題に対応していくため、既存の取組の強化や新たな取組を追加した。

#### ■ 個別施策分野（11分野）

##### （1）行政機能（行政機能・警察・消防等・防災教育等）

###### （行政機能）

- ① 第2次熊取町耐震改修促進計画及び熊取町公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、町庁舎等の公共施設や町営住宅などの町有建築物の耐震対策とともに、長寿命化と適正な施設管理を行い、非構造部材の耐震対策を進める。
- ② 熊取町BCPの検証や地域防災計画の修正を行う。また、非常用電源設備等の整備を進める。
- ③ ICTを活用して、職員の安否確認や情報共有体制を強化し、配備体制を確実にするとともに、さまざまな訓練等を通じて、災害対策本部等に係る業務にあたる職員（防災要員等）の災害対応能力の向上を図る。また、大阪府防災行政無線等を活用し、関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保する。避難所運営や、り災証明発行事務等の災害対応体制の強化を図る。早期の復旧復興のため、大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きを事前に確認する。
- ④ 安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定、防災農地の登録などを進めるとともに、避難所受入れ体制の確保やスムーズな避難誘導や避難者の生活の質を確保するため、避難所運営マニュアルの定期的な見直しを進める。また、食料や燃料等について、多様な方法による物資の調達・確保手段を確立する。また、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため府と相互に連携し、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る。
- ⑤ 地震発生後に、停電等が発生した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行えるよう、訓練等を通じて実効性を確保する。

- ⑥ 地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、被災者支援や中小企業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保する。また、大規模災害により被災した住宅、農業者、中小企業等の復興に向けた支援施策・制度等の情報を的確に提供するため、情報提供体制を強化する。

### **(警察・消防等)**

- ① 大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化や、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める。
- ② 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点の整備を進める。また、被害状況確認補助のためのヘリサインの整備を促進する。
- ③ 災害発生後に懸念される各種犯罪に対し、地域の見回りを行うなど地域の安全を確保する。

### **(防災教育)**

- ① 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、町立学校において、地域の実態に応じた様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施する。また、被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を整える。

## **(2) 住宅・都市**

- ① 地震発生時等に著しく危険な密集地においては、その解消のため、老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員道路の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める。また、都市の不燃化の促進及び防災機能の強化を図るため、防火・準防火地域の指定や危険空き家の除去等を進める。また、通電火災などの電気火災を防ぐために感震ブレーカーの普及啓発を実施する。
- ② 民間住宅・建築物の耐震化を促進する。また、ブロック塀等の安全対策を進める。

③ 水道施設、管路の老朽化や耐震化対策を進めるとともに、早期復旧できるよう、水道事業者間の連携及び広域的な応援体制構築の働きかけを行う。町内水道事業者の被害状況や応急給水の支援要請などの情報を集約し、町の円滑な支援を実施できる体制の検討を行う。また、上水道の供給停止に備え、生活用水を確保するため家庭用の井戸等の活用を促進する。

また、下水道（汚水処理）機能を確保するため、処理施設、管渠等の老朽化対策や耐震化、下水道 B C P の策定などの検証を行う。

④ 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、文化財保存活用計画の策定、消火設備の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける。

⑤ 地域コミュニティの維持・人口流出の防止のため、早期に被災者の生活再建支援を行う。

- ・ 応急仮設住宅の早期供給体制を構築するため、「建設型仮設住宅」については、府と連携した建設候補地を確保するとともに、「借上型仮設住宅」については、借上げ等による速やかな住宅の確保のため民間団体との連携を強化する。
- ・ 被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保に向け、関係機関との連携体制の確立を図る。
- ・ 被災者の生活再建支援のため、被災者生活再建支援金の支給、雇用機会の確保、中小企業への金融支援措置、被災農林業者への経営支援などを行う。

### **（3）保健医療・福祉**

① 医療施設や福祉施設等の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保、B C P や災害対策マニュアル等の作成及び訓練の実施を働きかける。

② 医薬品や燃料等について、災害医療センター、災害医療協力病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄を進める。

③ 避難行動要支援者支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や活用を行う。

- ④ 災害医療センター、災害医療協力病院での傷病者の受入れ、災害現場での応急処置等を実施するD M A Tの要請・受入れ体制の充実を進める。また、適切な医療救護活動が実施されるよう、他市町村からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備の要請を進める。
- ⑤ 被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保や情報・啓発資材の提供及びD P A T（災害派遣精神医療チーム）の編成の要請などを行える体制を整備する。また、被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を整える。
- ⑥ 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、府と連携し、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど、迅速かつ的確な防疫活動や保健活動を推進する。また、被災地域における食中毒の未然防止を図るため、大阪府泉佐野保健所等と緊密な連携をとりつつ、平時から、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図り、食品関係施設への衛生指導、住民への広報を行う。
- ⑦ 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため府と相互に連携し、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る。また、要配慮者については、避難生活を支援するための福祉避難所を指定するとともに運営支援を行う。併せて、社会福祉施設等に対して指定避難所等で福祉的支援を行うDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣協力や緊急一時的な受入れ体制の整備について働きかける。

#### **（４）エネルギー**

- ① 災害時に長期間にわたって電気・ガスなどのライフラインの供給停止が起こらないよう、ライフライン施設の老朽化・耐震化対策の促進を要請する。また、供給が停止したときに、早期に復旧できるよう、事業者との連携体制を構築する。
- ② 電力の供給停止に備え、庁舎や災害医療センター、災害医療協力病院などに非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進めるとともに、燃料供給に関する協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取組を進める。また、エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池、電気自動車の利活用等を促進する。

## **(5) 情報通信**

- ① 防災情報メールやＳＮＳ等を活用するなど、情報発信手段の多重化に取り組む。また、避難勧告等の判断や住民への情報伝達ができるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの定期的な改訂を行う。訪日外国人に対して、多言語化や文化の違いを考慮した情報をＨＰやＳＮＳなどを活用して発信を行う。
- ② 大阪府防災行政無線を活用した関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保するとともに、おおさか防災ネット、ＳＮＳ等を活用するなど情報収集手段の多重化に取り組むことで、防災情報の収集・伝達手段の充実を図る。また、Ｌアラート等を活用することで、メディア等との連携体制の充実を図る。

## **(6) 産業構造**

- ① サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を防ぐため、企業ＢＣＰの策定促進を行うとともに、ライフライン・交通ネットワークの確保を行う。
- ② 中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、大阪府商工会連合会、熊取町商工会等と連携して、中小企業の主体的なＢＣＰ／ＢＣＭへの取組を支援する。

## **(7) 交通・物流**

- ① 物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、広域緊急交通路等の橋梁の耐震化、無電柱化、沿道建築物の耐震化、照明柱や標識柱の倒壊対策等を推進する。また、山間部の道路において、豪雨等による道路法面の崩落防止のための道路防災対策や、豪雨時の冠水対策、道路の事前通行規制の手法の検討等を進める。さらに、救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、迅速な道路啓開体制の充実を図る。
- ② 町内の道路交通ネットワーク（町内のバス交通含む）の停止による経済活動への甚大な影響を防ぐため、町内の道路ネットワークの整備を進める。

## **(8) 農林水産**

- ① 農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地や水路、森林等の早期復旧に向けた取組を進めるとともに、ため池の防災・減災対策などを促進する。

- ② 農地・森林等の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化、自然公園等の整備やボランティアなどによる森林整備・保全活動等を推進する。
- ③ 食料品の安定供給の停止（集荷・分散機能の停止）を回避するため、流通事業者及び物流事業者と災害時相互応援協定を締結するなど、災害時の体制を構築する。

## **（ 9 ） 環 境**

- ① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、町内の災害廃棄物処理体制の確保、府や関係機関と連携した広域的な処理体制の確認を図る。
- ② 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、危険物取扱施設の防災対策、火薬類・高圧ガス製造事業者の保安対策、毒物劇物営業者における防災対策、管理化学物質の適正管理、有害物質（石綿・P C B）の拡散防止対策などを進める。

## **（ 1 0 ） 土 地 利 用**

- ① 地震発生時等に著しく危険な密集地においては、その解消のため、老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員道路の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める。また、都市の不燃化を促進するため、防火・準火地域の指定や、危険空き家の除去等を進める。
- ② 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定、復興に向けた土地利用方針の早期公表、住宅等の早期供給体制の整備、中小企業等の事業再開のための措置などを行う。

## **（ 1 1 ） 国 土 保 全**

- ① 洪水から市街地等の浸水を防ぐため、河川堤防や洪水調節施設、下水道施設、ため池等の都市基盤施設の整備や、老朽化対策、液状化対策、耐震対策等を進める。

- ② ため池や河川のテレメータの保守や、非常用電源の確保などを進め、機能維持を行う。また、河川の水位情報収集の代替手段として、河川監視カメラ等の設置を推進する。
- ③ 土砂災害対策や山地災害対策などの施設整備を進める。土砂災害から人命を守るため、ハザードマップの作成や活用、土砂災害発生リスク周知のため土砂災害防止法に基づいた区域指定を進め、避難体制の確保を行う。また、豪雨等により流出した流木・土砂については、再度災害防止のため早期に撤去を進める。
- ④ 洪水などの風水害に備え、防災行動を実行するためのタイムラインの策定を進める。

## ■横断的分野（2分野）

### （A）リスクコミュニケーション

- ① 住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、地震ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ、大規模盛土造成地マップ、浸水想定区域図等の作成・定期的な改訂を進める。
- ② 住民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練の実施を進める。
- ③ 各家庭において、家具の固定などの安全対策や、食料等の備蓄、通電火災を防ぐために感震ブレーカーなど、普及の啓発を実施する。
- ④ 地域コミュニティを維持するため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材の調達・確保のための連携体制の確立、雇用機会の確保などの被災者生活再建支援を実施する。また、文化財の所有・管理者の防災意識啓発や文化財保存活用計画の策定など、防災対策を実施する。

### （B）人材育成

- ① 復興を支える人材やノウハウ等の不足により復興が困難になる事態を防ぐため、復興方針（復興ビジョン）・復興計画策定マニュアルの作成・充実や、復興都市づくりにおける人材育成などの施策を進める。
- ② 早期の被災者支援のため、り災証明発行及び住家被害認定を迅速に行えるよう研修等を実施する。また、二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進める。

- ③ 災害から早期に復旧するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修などを実施する。
  
- ④ 地域防災力の向上に向けて府と連携し、自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、地域の自主防災組織の中核となる人材の育成を進め、自主防災組織の強化を図る。

## 【別紙 1】 脆弱性評価結果

(目次)

|     | 起きてはならない最悪の事態  | ページ | ページ<br>【別紙 2】 |
|-----|--|-----|---------------|
| 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生                           | 20  | 31            |
| 1-2 | 密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生                                      | 20  | 38            |
| 1-3 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生   | 21  | 41            |
| 1-4 | 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生  | 21  | 42            |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                                     | 22  | 44            |
| 2-2 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足   | 22  | 46            |
| 2-3 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱   | 22  | 47            |
| 2-4 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺                           | 23  | 48            |
| 2-5 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生   | 23  | 48            |
| 2-6 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生                                  | 23  | 51            |
| 3-1 | 町役場機能の機能不全   | 25  | 54            |
| 3-2 | 町役場の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下   | 25  | 56            |
| 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止  | 26  | 57            |
| 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態   | 26  | 58            |
| 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                         | 26  | 58            |
| 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下  | 27  | 59            |
| 5-2 | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響                       | 27  | 59            |
| 5-3 | 食料等の安定供給の停滞  | 27  | 59            |
| 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止               | 28  | 60            |
| 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止   | 28  | 60            |
| 6-3 | 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止  | 28  | 61            |
| 6-4 | 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止   | 28  | 62            |
| 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全   | 28  | 62            |
| 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生  | 29  | 63            |
| 7-2 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺                                      | 29  | 64            |
| 7-3 | ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生   | 29  | 64            |
| 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃  | 29  | 64            |
| 7-5 | 農地・森林等の被害による国土の荒廃  | 29  | 65            |
| 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   | 30  | 66            |
| 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | 30  | 66            |
| 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態                                   | 30  | 66            |
| 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                              | 30  | 67            |

# 1 直接死を最大限防ぐ

## 1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 施設の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。
- 第2次熊取町耐震改修促進計画及び熊取町公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、町庁舎等の公共施設や町営住宅などの町有建築物の耐震対策（非構造部材の耐震化を含む。）とともに、長寿命化と適正な施設管理を行う。
- 民間住宅・建築物の耐震対策を促進する必要がある。また、ブロック塀等の安全対策を進める必要がある。
- 橋梁などの交通施設や鉄道施設等の耐震対策を促進する必要がある。
- 地震発生時等に著しく危険な密集地の解消のため、老朽建築物の除却などを進める必要がある。
- 危険空き家の除去等の対策を進める必要がある。
- 住宅内で被害を受けないように家具固定などの防災対策の普及啓発を行う必要がある。
- 住民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。
- 住民が災害の危険性を事前に把握するため、建物倒壊などの危険性を示す地震ハザードマップや大規模盛土造成地マップの作成・改訂を進める必要がある。
- 被災地の消防力のみで救助救急活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備が必要である。
- 二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災住宅危険度判定の養成、登録を進める必要がある。
- 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や緊急避難場所の指定、防災農地の登録などを進める必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や活用を行う必要がある。
- 避難場所、また町が保有するAEDや公衆トイレの設置場所など、様々な公共データについて、住民や事業者が利用できるようオープンデータとして公開するよう検討する。
- 地震発生時等に著しく危険な密集地の解消のため、老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員道路の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。
- 避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備や倒壊・焼失の危険性が高い老朽建築物の更新等により、良質な市街地の形成を図り、都市の防災機能の強化を図る必要がある。
- 都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を進める必要がある。

## 1-2) 密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 大規模火災による死傷者の発生を防ぐため、密集地等での被害を減らす必要がある。
- 地震発生時等に著しく危険な密集地の解消のため、老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員道路の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。
- 避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備や倒壊・焼失の危険性が高い老朽建築物の更新等により、良質な市街地の形成を図り、都市の防災機能の強化を図る必要がある。
- 都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定や、危険空き家の除去等を進める必要がある。
- 大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制整備、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。
- 通電火災などの電気火災を防ぐために感震ブレーカーを設置するなどの防災対策の普及啓発を行う必要がある。
- 住民が火災の危険性を事前に把握するため、火災などの危険性を示す地震ハザードマップの定期的な改訂を進める必要がある。

- 住民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定、防災農地の登録などを進める必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や活用などを進める必要がある。
- 大規模災害発生時における様々な緊急措置に対応するため、用途廃止した公共施設等の公有財産の有効活用を図る必要がある。

### 1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生※風水害を含む

- 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、豪雨や台風などを対象とした治水対策の推進や避難体制の確保などが必要である。
- 市街地等の浸水を防ぐため、河川堤防や護岸・洪水調節施設の整備、下水道施設の整備や都市基盤施設の老朽化対策などを実施するとともに、ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策を推進する必要がある。
- 水防団等の活動強化に向けた取組が必要である。
- 豪雨時の冠水対策や道路の事前通行規制の手法の検討などが必要である。
- 洪水などの風水害を対象としたタイムラインの策定が必要である。
- 住民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。
- 住民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するため、浸水想定区域などを示した各種ハザードマップの作成・改訂を進める必要がある。
- 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や緊急避難場所の指定、防災農地の登録などを進める必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や活用を行う必要がある。
- おおさか防災ネットや SNS の活用など、住民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を進める必要がある。また、風水害に関する避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂を行う必要がある。
- 社会福祉施設等において、避難行動を含む BCP や災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。

### 1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害対策や山地災害対策などの施設整備や避難体制の確保などが必要である。
- 土砂災害・山地災害を防ぐため、砂防堰堤や治山ダムなどの施設整備や森林整備を実施する必要がある。また、土砂災害特別警戒区域内の住宅等に対する移転や補強への補助制度の活用を促進する必要がある。
- 住民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。
- 住民が土砂災害による危険性を事前に把握するため、土砂災害発生リスクを周知する土砂災害警戒区域などを示した土砂災害ハザードマップの作成・改訂を促進する必要がある。
- 住民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新などを行う必要がある。
- おおさか防災ネットや SNS の活用など、住民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を進める必要がある。また、土砂災害に関する避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂を進める必要がある。
- 社会福祉施設等において、避難行動を含む BCP や災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 食料や燃料等について、多様な方法による物資の調達・確保手段を確立する。
- 医薬品、医療用資器材について、災害医療センター、災害医療協力病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。
- 電力の供給停止に備え、庁舎や災害医療センター、災害医療協力病院などに非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進める必要がある。
- 各家庭での食料の備蓄等についても、さらなる促進が必要である。
- 物資等の集配体制について、府に対して調達、配送などのシステム構築を要請する必要がある。
- 物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、広域緊急交通路等の橋梁の耐震化、無電柱化、沿道建築物の耐震対策などを推進するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。
- 災害時に電力・燃料等の供給停止が起こらないように、電気・水道などのライフライン施設の老朽化・耐震化対策、危険物取扱施設の防災対策などを促進するとともに、ライフライン等の供給が停止したときに、早期に復旧できるよう、事業者との連携体制の構築が必要である。
- 上水道を早期復旧できるよう、水道事業者間の連携及び広域的な応援体制の構築を働きかける必要がある。また、上水道の供給停止に備え、生活用水を確保するため家庭用の井戸等の活用を促進する必要がある。
- ライフライン事業者やエネルギー関連事業所等のBCP策定の促進が必要である。

### 2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、防災機関の活動体制の確保などが必要である。
- 被災地の消防力のみで救助救急活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備が必要である。
- 大規模自然災害発生時に、救出救助にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点の整備を進める必要がある。また、被害状況確認補助のためのヘリサインの整備を促進する必要がある。
- 地域防災力の向上のため、消防団、水防団組織、自主防災組織などの活動強化が必要である。
- 救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開・航路啓開体制等の充実が必要である。

### 2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 企業の従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」（大阪府）の周知、主要事業所等における帰宅困難者対策マニュアル等の作成の啓発を行う必要がある。
- 中小企業のBCPへの取組を支援する必要がある。

## 2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 医療施設の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保などの対策やBCP策定の促進などが必要である。また、医薬品や燃料等について、災害拠点病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。
- 災害医療センター、災害医療協力病院での傷病者の受入れ、災害現場での応急処置等を実施するDMAT要請・受入れ体制の充実を進める。また、傷病者を被災地外に航空機で搬送する等、広域医療搬送機能の確保の要請が必要である。
- 適切な医療救護活動が実施されるよう、他市町村からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備の要請が必要である。
- 救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能の確保が必要である。また、迅速な道路啓開体制等の充実が必要である。

## 2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平時から、大阪府泉佐野保健所等と緊密な連携をとりつつ、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設への衛生指導、住民への広報を行う必要がある。
- 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、府と連携し、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど迅速かつ的確な防疫活動や保健活動を推進する必要がある。
- 感染症、食中毒などの健康危機に対して、大阪健康安全基盤研究所（（旧）府立公衆衛生研究所）の必要な対応を確認する必要がある。
- 下水道（汚水処理）機能を確保するため、処理施設、管渠等の耐震化や下水道BCPの策定などの検証を進める必要がある。
- 避難所等において、仮設トイレの確保や手指消毒薬の備蓄などを行う必要がある。
- 被災地域の衛生状態を確保するため、生活ごみや避難所等の仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携強化、広域的な支援の調整などを行う必要がある。

## 2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所の指定や避難所受入れ体制を確保する必要がある。また、スムーズな避難誘導や避難所の生活の質を確保するため、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の定期的な見直しを進める必要がある。
- 要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の指定を進めるとともに、福祉避難所の運営支援などを行う必要がある。
- 社会福祉施設等に対して、一般避難所等で福祉的支援を行うDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣協力や緊急一時的な受入れ体制の整備について働きかける必要がある。
- 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、府と相互に連携し、避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る必要がある。
- 被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保やDPAT（災害派遣精神医療チーム）の編成の要請などが必要である。また、被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を整える必要がある。

- 災害発生時に、飼い主がわからない負傷動物等の保護を図るため、府動物愛護管理センターと連携した動物救護活動のためのマニュアルの整備などが必要である。また、被災動物の避難所設置を進めるなど、動物救護施設の確保に努める必要がある。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 町役場機能の機能不全

- 町役場機能を維持するため、町役場や町施設等の耐震化対策・長寿命化を進めるとともに、熊取町 BCP の検証や地域防災計画の修正を行う。
- 大阪府防災行政無線を活用し、関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保するとともに、おおさか防災ネット、SNS 等を活用するなど情報収集手段の多重化に取り組むことで、防災情報の収集・伝達手段の充実を図る必要がある。
- 災害対応職員が迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る必要がある。
- 広域的な相互応援体制の連携強化を図る必要がある。
- 被災状況や住民の避難状況などの把握について検討を行う必要がある。
- 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興方針（復興ビジョン）・復興計画策定マニュアルの作成・充実、復興都市づくりにおける人材育成、建設業の担い手確保（働き方改革）の促進などの施策を進める必要がある。
- 橋梁や信号機等の機能を維持するため、橋梁の耐震化対策や信号機電源付加装置の整備等の実施を要請する必要がある。
- 地域の安全確保のため、地域の見回りを行う。また、被災地及びその周辺において、警戒活動や災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報を警察等から収集、地域に提供を行い、地域の安全を確保する必要がある。

#### 3-2) 町役場の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 町役場の機能不全は、応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、行政機能を維持するため、町役場の耐震化対策・長寿命化、情報通信環境対策を推進するとともに、地域防災計画・BCP などの定期的な見直しが必要である。
- 府が開催する事例紹介や研修会等を通じて、町の災害対応体制（避難所運営や災証明発行事務など）の強化を図る必要がある。
- 府内市町村による相互応援体制の強化の要請を図る必要がある。
- 特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ確認する必要がある。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 大阪府防災行政無線、公共無線、ため池・河川のテレメータの機能維持のための保守、非常用電源の確保などが必要である。
- 河川の水位情報収集の代替手段として、河川監視カメラ等を設置する必要がある。
- 大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。
- 被災状況や住民の避難状況などの把握について検討を行う必要がある。

### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化に取り組む必要がある。また、訪日外国人への情報発信について、多言語化や文化の違いを考慮した情報の発信が必要である。
- 避難所等においては、テレビ・ラジオ放送の中断等で情報を受け取れない人がいることから、それ以外の手段で情報を入手し、情報共有する仕組みの構築が必要である。

### 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 大阪府防災行政無線、公共無線、ため池・河川のテレメータの機能維持のための保守、非常用電源の確保などが必要である。
- 河川の水位情報収集の代替手段として、河川監視カメラ等を設置する必要がある。
- 住民への確実な情報発信のため、防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化に取り組む必要がある。また、おおさか防災ネットや河川防災情報などのホームページのアクセス処理能力の確保が必要である。
- Lアラートを活用することでメディアとの連携体制の充実を図る。
- 住民の避難行動を補完するため、各種ハザードマップの公表・周知を実施する必要がある。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を防ぐため、企業BCPの策定促進やライフライン・交通ネットワークの確保などが必要である。
- 中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、大阪府商工会連合会、熊取町商工会等と連携して、中小企業の主体的なBCP／BCMへの取組を支援する必要がある。
- 町域における物流・人流ルートを確認するため、町内の道路ネットワークの整備が必要である。
- 広域緊急交通路の通行機能の確保や早期の道路啓開などが必要である。

### 5-2) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 町内の道路交通ネットワーク（町内のバス交通含む）の停止による経済活動への甚大な影響を防ぐため、町内の道路ネットワークの整備が必要である。
- 広域緊急交通路等の通行機能の確保や早期の道路啓開などを実施する必要がある。

### 5-3) 食料等の安定供給の停滞

- 食料品の安定供給の停滞（集荷・分散機能の停止）を回避するため、流通事業者及び物流事業者と災害時相互応援協定を締結するなど、災害時の体制を構築する必要がある。
- 被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築などが必要である。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐため、関連事業所のB C Pや防災対策計画の策定を促進する必要がある。また、燃料等の流通備蓄や広域的な相互応援体制の構築などが必要である。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。

### 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、水道施設（管路・浄水施設・配水池等）の老朽化・耐震化対策を促進する必要がある。
- 災害時の相互応援協定等を基本とした水道事業者間での連携強化の働きかけや水の確保のための広域的な応援体制の構築などが必要である。

### 6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、処理施設、管渠等の老朽化・耐震化対策、早期復旧のための下水道B C Pの策定などの検証を進める必要がある。
- 避難所等の仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携体制の充実、広域的な支援の要請・調整を行う必要がある。

### 6-4) 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 地域交通網の交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、町内の道路ネットワークの整備の推進、鉄道施設等の防災対策の促進の必要がある。
- 広域緊急交通路等の通行機能の確保や早期の道路啓開などを実施する必要がある。

### 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため、河川護岸、下水道施設、ため池等の老朽化対策や耐震化対策を推進する必要がある。
- 防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 大規模火災の発生による死傷者の発生を防ぐため、密集地等での被害を減らす必要がある。
- 都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を進める必要がある。
- 地震発生時等に著しく危険な密集地の解消のため、老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員道路の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。
- 大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制整備、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。
- 通電火災などの電気火災を防ぐために感震ブレーカーなど、普及の啓発を実施する必要がある。
- 火災の危険性を事前に把握するため、火災などの危険性を示す地震ハザードマップの定期的な改訂を進める必要がある。
- 安全な避難を行うため、災害毎の避難所や緊急避難場所の指定や防災農地の登録などを進めるとともに、「避難行動要支援者」への支援を進める必要がある。
- 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火設備の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。
- 被災地の重点的な警備、延焼遮断帯（道路幅員）を確保するための道路啓開や災害廃棄物の早期処理のための取組を進める必要がある。

### 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺を防ぐため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、上水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策などが必要である。
- 災害時の道路通行を円滑にするために、迅速な道路啓開、交通規制、災害廃棄物の早期処理のための取組を進める必要がある。

### 7-3) ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生を防ぐため、ため池の防災・減災対策、土砂災害対策や山地災害対策、森林整備などを実施する必要がある。また、豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去することも必要である。
- 的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの定期的な改訂を進める必要がある。

### 7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

- 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、危険物取扱施設の防災対策、火薬類・高圧ガス製造事業者等の保安対策、毒物劇物営業者における防災対策、管理化学物質の適正管理、有害物質（石綿・PCB）の拡散防止対策などが必要である。

### 7-5) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。
- 農地・森林等の荒廃を防ぐための、鳥獣害対策の強化、自然公園等の整備やボランティアなどによる森林整備・保全活動等の推進が必要である。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、町内の災害廃棄物処理体制の確保、府や関係機関と連携した広域的な処理体制の確認を図る必要がある。
- 家庭等から災害廃棄物を早期に搬出するためには、災害ボランティアによる支援が不可欠である。災害ボランティア対策として、災害ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修などを実施する必要がある。

### 8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興方針（復興ビジョン）・復興計画策定マニュアルの作成・充実、復興都市づくりにおける人材育成、建設業の担い手確保（働き方改革）の促進などの施策を進める必要がある。
- 早期の被災者支援のため、り災証明発行及び住家被害認定を迅速に行うための研修等を実施する必要がある。
- 二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災住宅危険度判定の養成、登録を進める必要がある。

### 8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、河川堤防、下水道施設等の老朽化・耐震化対策を進める必要がある。
- 関係機関と連携し、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等の長期湛水の早期解消のための手順を定める必要がある。
- 被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。
- 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。

### 8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 地域コミュニティ維持・人口流出防止のため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保、被災者の生活再建支援（雇用機会の確保など）などが必要である。
- 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。

## 【別紙 2】 個別事業一覧（具体的な取組）

（事前に備えるべき目標）

### 1 直接死を最大限防ぐ

（起きてはならない最悪の事態）

#### 1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（必要な取組）

##### (1) 町有建築物の耐震化（総務課、まちづくり計画課、公共施設所管課）

| 取組                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、町有建築物の被害を軽減し、住民・利用者の安全と業務の継続性を確保するため、第2次熊取町耐震改修促進計画及び熊取町公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、町有建築物等の建替、改修、非構造部材の耐震化、その他耐震対策を進める。</li> </ul> <p>【対象】熊取図書館、公民館、町民会館ホール、教育・子どもセンター、熊取交流センター、総合体育館、斎場、環境センター</p> |  |           |           |  |   |
|--|--|--|-----------|-----------|--|---|
|  | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  | 目標   |           |           |  |   |
|  |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 2～5 年度</th> <th>令和 6～9 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>97%<br/>○公民館 耐震化(R5)<br/>○町民会館ホール 建替(R5)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度 | 97%<br>○公民館 耐震化(R5)<br>○町民会館ホール 建替(R5) | - |
| 令和 2～5 年度                              | 令和 6～9 年度  |  |           |           |  |   |
| 97%<br>○公民館 耐震化(R5)<br>○町民会館ホール 建替(R5) | -  |  |           |           |  |   |
| 関連計画                                   | 熊取町地域防災計画<br>第2次熊取町耐震改修促進計画<br>熊取町公共施設等総合管理計画<br>公共施設等に関する個別計画   |  |           |           |  |   |
| 実施主体                                   | 町  |  |           |           |  |   |

##### (2) 町営住宅エレベーターの耐震化（まちづくり計画課）

| 取組        | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、入居者等の安全を確保するとともに、建物への被害を軽減するため新基準に合わせたエレベーターの耐震改修を実施する。</li> </ul> <p>【対象】大原住宅</p> |  |           |           |   |      |
|-----------|--|--|-----------|-----------|---|------|
|           | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  | 目標   |           |           |   |      |
|           |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 2～5 年度</th> <th>令和 6～9 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度 | - | 100% |
| 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度  |  |           |           |   |      |
| -         | 100%   |  |           |           |   |      |
| 関連計画      | 町営住宅長寿命化計画   |  |           |           |   |      |
| 実施主体      | 町  |  |           |           |   |      |

(3) 民間住宅・建築物の耐震化の促進及びブロック塀等の撤去の促進（まちづくり計画課）

|                                      |   |           |               |
|--------------------------------------|---|-----------|---------------|
| 取組                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「第2次熊取町耐震改修促進計画（H29～R7）」に基づき、耐震改修だけでなく、建替、除却、住替えなど、さまざまな施策に総合的に取り組む。そのため、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住む人のニーズや住宅の種別、地域特性に合った耐震化を促進する。</li> <li>道路等に面する危険なブロック塀等の撤去を促進する。</li> </ul> |           |               |
|                                      | 【対象地区】町内全域  |           |               |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)      |   | 目 標       |               |
|                                      |   | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度     |
| ○住宅の耐震化率                             |   | -         | ○95%（R7 年度まで） |
| ○多数の者が利用する建築物の耐震化<br>(民間) 100% (達成済) |   |           |               |
| 関連計画                                 | 第2次熊取町耐震改修促進計画  |           |               |
| 実施主体                                 | -   |           |               |

(4) 空家対策の促進（まちづくり計画課）

|                                 |   |           |           |
|---------------------------------|---|-----------|-----------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>空家等対策計画に基づき、災害時の被害を軽減するため、空家の所有者に適正な管理が行えるよう啓発行なうとともに、利活用の可能な空家については利活用を促進する。</li> </ul> |           |           |
|                                 | 【対象】町内全域  |           |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |   | 目 標       |           |
|                                 |   | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度 |
| ○空家等対策計画の策定                     |   | -         | -         |
| 関連計画                            | -   |           |           |
| 実施主体                            | 町   |           |           |

(5) 消防団分団器具庫の耐震化（自治・防災課）

|                                 |  |           |           |
|---------------------------------|--|-----------|-----------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団の機能強化を図るための消防団分団器具庫の耐震化</li> </ul> |           |           |
|                                 | 【対象】<br>消防団分団器具庫 5 箇分団   |           |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |  | 目 標       |           |
|                                 |  | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度 |
| ○消防団分団器具庫耐震化<br>・ 100%          |  | -         | -         |
| 関連計画                            | 熊取町地域防災計画<br>熊取町公共施設等総合管理計画<br>熊取町役場庁舎・消防団分団器具庫個別施設計画                        |           |           |
| 実施主体                            | 町  |           |           |

(6) 地域の防災・減災力の向上（自治・防災課、下水道河川課河川農水室）

| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるよう防災マップ及び地区別土砂災害ハザードマップ等を作成しており、広報等により危険性を周知する。</li> <li>研修等の実施による防災リーダーの育成を図るため、自主防災組織の組織化及び活動の活性化、防災士取得への支援などに努める。</li> <li>熊取町自主防災モデルマニュアルをもとに、自主防災組織に対し地区ごとの防災マニュアルの作成を促す。</li> <li>自主防災組織への訓練実施啓発を行うとともに、総合的な防災訓練を実施する。</li> <li>社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動での派遣、受入れについて情報を密にする。</li> </ul> <p>【対象】町内全自主防災組織</p> |           |    |
|---|--|-----------|----|
|   | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  |           | 目標 |
|   | 令和 2～5 年度  | 令和 6～9 年度 |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織育成・訓練実施：34 回</li> <li>○防災マップの更新、作成</li> <li>○自主防災組織率：100%</li> <li>○防災士育成：100 人</li> <li>○地区自主防災マニュアル促進 [自治・防災課]</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○合同訓練実施の推進</li> <li>○訓練時の防災啓発活動</li> <li>○防災講演会の開催</li> <li>○総合防災訓練の実施</li> </ul>   | ⇒         |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区別土砂災害ハザードマップ作成 (全 13 自治会)<br/>：作成済 6 自治会 [下水道河川課河川農水室]</li> </ul>   | ○13 自治会  |           |    |
| 関連計画  | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画  |           |    |
| 実施主体  | 町  |           |    |

(7) 避難行動要支援者の支援体制整備（生活福祉課、自治・防災課）

| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者の個別計画整備 [生活福祉課]</li> <li>「熊取町避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備などが必要となる対策を講じる。 [自治・防災課]</li> </ul> <p>【対象地区】町内</p> |                             |    |
|--|---|-----------------------------|----|
|  | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   |                             | 目標 |
|  | 令和 2～5 年度   | 令和 6～9 年度                   |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別計画作成率の向上 (協力者の減少) [生活福祉課]</li> </ul> | ○地域での協力体制により、個別計画作成率の向上を目指す   | ○地域での協力体制により、個別計画作成率の向上を目指す |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者支援体制 [生活福祉課・自治・防災課]</li> </ul> | ○防災行政無線、緊急速報メール等の防災情報伝達の充実  | ⇒                           |    |
| 関連計画   | 熊取町地域防災計画<br>第 4 次熊取町地域福祉計画<br>大阪府強靱化地域計画   |                             |    |
| 実施主体   | 町   |                             |    |

(8) 常備消防力（消火・救急・救命等）の向上（自治・防災課）

|      |   |         |         |  |
|------|---|---------|---------|--|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本町及び泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町の3市3町は、火災、救急、救助など消防サービスをより向上させるため泉州南消防組合を組織し、消防に関する事務を共同で処理している。</li> <li>本町及び泉州南消防組合は、適正な消防署所の配置や消防車両の配備など総合的消防力の充実を図る。</li> </ul> 【対象地区】泉州南消防組合構成市町3市3町 |         |         |  |
|      | 重要業績指標<br>現状<br>（未記載の場合 令和元年実績）   |         | 目標      |  |
|      |   | 令和2～5年度 | 令和6～9年度 |  |
|      | ○常備消防力の充実   | －       | －       |  |
| 関連計画 | 熊取町地域防災計画<br>熊取町第4次総合計画   |         |         |  |
| 実施主体 | 町<br>消防組合   |         |         |  |

(9) 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（まちづくり計画課）

|      |   |         |         |  |
|------|---|---------|---------|--|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の登録を進め、判定体制の充実を図る。</li> </ul> |         |         |  |
|      | 重要業績指標<br>現状<br>（未記載の場合 令和元年実績）   |         | 目標      |  |
|      |   | 令和2～5年度 | 令和6～9年度 |  |
|      | ○被災建築物応急危険度判定士の登録者数   | －       | －       |  |
|      | ○被災宅地危険度判定士の登録者数  | －       | －       |  |
| 関連計画 | －   |         |         |  |
| 実施主体 | 大阪府<br>町  |         |         |  |

(10) 大規模盛土造成地マップの公表（まちづくり計画課）

|      |   |               |         |  |
|------|---|---------------|---------|--|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>町内で想定される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などに備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につなげる。</li> </ul> 【対象地区】町内全域 |               |         |  |
|      | 重要業績指標<br>現状<br>（未記載の場合 令和元年実績）   |               | 目標      |  |
|      |   | 令和2～5年度       | 令和6～9年度 |  |
|      | ○大規模盛土造成地マップの公表<br>・公表済   | ○宅地防災パトロールの実施 | －       |  |
| 関連計画 | －   |               |         |  |
| 実施主体 | 大阪府<br>町  |               |         |  |

(11) 町内各地区の老人憩の家の耐震化及び長寿命化（健康・いきいき高齢課）

|             |   |   |       |
|-------------|---|---|-------|
| 取組          | <p>・ 町内各地区老人憩の家については、「熊取町公共施設等総合管理計画」に介護予防の拠点施設として位置づけ町の介護予防施策の機能を担う施設として活用する一方で、各地区の集会所の役割を果たすなど不特定多数の利用者が通う場の施設となっており、旧耐震基準の憩の家については耐震補強を行う必要があるため「熊取町老人憩の家個別施設計画」に基づき、その耐震化及び長寿命化を図る。</p> <p>【単独老人憩の家】<br/>久保、小垣内、小谷、翠松苑、東和苑、青葉台、大久保、朝代、桜が丘、高田、和田、大宮、泉陽ヶ丘、つつじヶ丘、長池、山の手台、水荘園・サンハイツ、公社・美熊台、新野田、五月ヶ丘</p> <p>【公民館併設老人憩の家】<br/>七山、成合、野田、紺屋、五門、大久保</p> |   |       |
|             | <p><b>重要業績指標</b><br/>現 状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</p>  | <p><b>目 標</b></p> <p>令和 2～5 年度</p> <p>令和 6～9 年度</p> |       |
|             | <p>○「熊取町公共施設等総合管理計画」による「熊取町老人憩の家個別施設計画」に基づき、令和 18 年度までの計画期間内において旧耐震基準の施設についての耐震化を図る。</p> <p>【耐震化目標】<br/>・ 38 施設 100%</p> <p>【現状耐震化率】<br/>・ 38 施設中 12 施設 31.58%</p>  | ○92%  | ○100% |
| <b>関連計画</b> | <p>熊取町地域防災計画<br/>熊取町公共施設等総合管理計画<br/>熊取町老人憩の家個別施設計画</p>  |   |       |
| <b>実施主体</b> | <p>【単独老人憩の家】町<br/>【公民館併設老人憩の家】町または自治会</p>   |   |       |

(12) 老人福祉センターの耐震化及び長寿命化（健康・いきいき高齢課）

|             |   |   |   |
|-------------|---|---|---|
| 取組          | <p>・ 高齢者福祉サービスの拠点施設である老人福祉センターの長寿命化を含めた耐震化を図る。</p> <p>【対象】熊取町老人福祉センター</p> |   |   |
|             | <p><b>重要業績指標</b><br/>現 状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</p>                          | <p><b>目 標</b></p> <p>令和 2～5 年度</p> <p>令和 6～9 年度</p> |   |
|             | <p>○「熊取町老人福祉センター個別施設計画」を策定の上施設の長寿命化を含む耐震補強工事の実施。</p>                      | <p>○令和 2 年度個別施設計画策定<br/>○令和 4 年度耐震補強工事</p>          | - |
| <b>関連計画</b> | <p>熊取町公共施設等総合管理計画<br/>熊取町老人福祉センター個別施設計画</p>                               |   |   |
| <b>実施主体</b> | 町   |   |   |

(13) 総合保健福祉センターの長寿命化（健康・いきいき高齢課、自治・防災課）

|      |  |                  |           |
|------|--|------------------|-----------|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設は、福祉避難所として指定されているため、施設の長寿命化及び避難所機能の強化を行う。</li> <li>・福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける。</li> </ul> <p>【対象】熊取町立総合保健福祉センター、民間社会福祉事業者</p>                 |                  |           |
|      | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  | 目標               |           |
|      |  | 令和 2～5 年度        | 令和 6～9 年度 |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「熊取町総合保健福祉センター個別施設計画」を策定のうえ施設の長寿命化を含む福祉避難所機能の強化</li> <li>○福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける</li> <li>・「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」（平成 29 年 3 月締結）</li> </ul> | ○令和 2 年度個別施設計画策定 | —         |
| 関連計画 | 熊取町地域防災計画<br>熊取町公共施設等総合管理計画<br>熊取町立総合保健福祉センター個別施設計画  |                  |           |
| 実施主体 | 町  |                  |           |

(14) 総合保健福祉センターの非構造部材の耐震化及び長寿命化（健康・いきいき高齢課）

|      |   |                  |           |
|------|---|------------------|-----------|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には福祉避難所や外部の医療救護班の参集場所や指示中枢としての機能も担うため、避難所機能の強化も含め、非構造部材等の耐震化及び施設の長寿命化を図る。</li> </ul> <p>【対象】熊取町立総合保健福祉センター</p> |                  |           |
|      | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   | 目標               |           |
|      |   | 令和 2～5 年度        | 令和 6～9 年度 |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「熊取町総合保健福祉センター個別施設計画」を策定のうえ施設の長寿命化を含む福祉避難所機能の強化</li> </ul>  | ○令和 2 年度個別施設計画策定 | —         |
| 関連計画 | 熊取町地域防災計画<br>熊取町公共施設等総合管理計画<br>熊取町立総合保健福祉センター個別施設計画   |                  |           |
| 実施主体 | 町   |                  |           |

(15) 林道橋、農道橋の長寿命化対策（下水道河川課河川農水室）

|      |  |   |   |
|------|--|---|---|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋、農道橋の現況確認を行い、長寿命化対策を実施する。</li> </ul> <p>【対象】林道橋、農道橋</p> |   |   |
|      | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  | 目標  |   |
|      |  | 令和 2～5 年度   | 令和 6～9 年度   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対策橋梁数</li> <li>・林道橋：4 橋</li> <li>・農道橋：不明</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化対策の実施：2 橋</li> <li>・現況確認</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化対策の実施：4 橋</li> <li>・現況確認に基づく対策実施</li> </ul> |
| 関連計画 | —  |   |   |
| 実施主体 | 町  |   |   |

(16) オープンデータの促進（情報政策課）

|                                 |  |              |         |
|---------------------------------|--|--------------|---------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所、町が保有するAEDや公衆トイレの設置場所など、様々な公共データについて、住民や事業者が利用できるようオープンデータの整備に努める。</li> </ul> |              |         |
|                                 | 【対象地区】熊取町全域  |              |         |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |  | 目標           |         |
|                                 |  | 令和2～5年度      | 令和6～9年度 |
| ○オープンデータの整備<br>・整備準備            |  | ○推奨データセットアップ |         |
| 関連計画                            | 熊取町第4次情報化推進計画  |              |         |
| 実施主体                            | 町  |              |         |

(17) 施設の老朽化対策（道路公園課）

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路に係る都市基盤施設について、老朽化対策及び更新に合わせた耐震化を進めていく。</li> <li>また、目に見えない路面下の空洞においても、継続的な点検を実施し、必要な対策を実施していく。</li> </ul> |   |   |
|   | 【対象】「熊取町道路の整備に関するプログラム」、「熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画」、「熊取町大型カルバート等長寿命化修繕計画」、「熊取町道路舗装修繕計画」、「熊取町歩道舗装修繕計画」に掲げる道路施設   |   |   |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   |   | 目標  |   |
|   |   | 令和2～5年度                                       | 令和6～9年度                                       |
| ○道路橋梁の長寿命化<br>・1橋<br>【法定点検に属するもの】<br>「熊取町道路の整備に関するプログラム」、「熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画」に掲げる道路橋梁                            |   | ○5年毎の法定（定期）点検（全数43橋）に基づく優先順位により計画的（1橋/年）に実施する | ○5年毎の法定（定期）点検（全数43橋）に基づく優先順位により計画的（1橋/年）に実施する |
| ○横断歩道橋の長寿命化<br>・全数点検<br>【法定点検に属するもの】<br>「熊取町道路の整備に関するプログラム」、「熊取町大型カルバート等長寿命化修繕計画」に掲げる道路施設                     |   | -   | ○5年毎の法定（定期）点検（全数1基）に基づき計画的に実施する               |
| ○大型カルバートの長寿命化<br>【法定点検に属するもの】<br>「熊取町道路の整備に関するプログラム」、「熊取町大型カルバート等長寿命化修繕計画」に掲げる道路施設                            |   | ○5年毎の法定（定期）点検（全数1基）に基づき計画的に実施する               | -   |
| ○熊取駅東西自由通路の長寿命化<br>・跨線部点検<br>【法定点検に属するもの】<br>「熊取町道路の整備に関するプログラム」、「熊取町大型カルバート等長寿命化修繕計画」に掲げる道路施設                |   | ○5年毎の法定（定期）点検（全数1基）に基づき計画的に実施する               | -   |
| ○舗装修繕の進捗状況（祭礼前舗装、緊急修繕等を除く）<br>・0.05km<br>【法定点検以外のもの】<br>「熊取町道路の整備に関するプログラム」、「熊取町道路舗装修繕計画」や「熊取町歩道舗装修繕計画」に掲げる道路 |   | ○熊取町道路舗装修繕計画等に基づき国の交付金活用のうえ計画的に実施する           | ○熊取町道路舗装修繕計画等に基づき国の交付金活用のうえ計画的に実施する           |
| ○カルバートの長寿命化<br>【法定点検以外のもの】<br>「熊取町道路の整備に関するプログラム」に掲げる道路施設   |   | ○5年毎の法定（定期）点検（全数8基）に基づき計画的に実施する               | ○5年毎の法定（定期）点検（全数8基）に基づき計画的に実施する               |

|  |   |   |
|--|---|---|
| ○路面下空洞調査の進捗状況<br>・ 11.0 km<br>【法定点検以外のもの】<br>「熊取町道路の整備に関するプログラム」<br>に掲げる道路 | ○15.4 km  | -   |
| ○道路照明灯の長寿命化<br>【法定点検以外のもの】<br>「熊取町道路の整備に関するプログラム」<br>に掲げる道路附属物施設           | ○5年毎の法定（定期）点検<br>（全数243基）に基づき計画的<br>的に実施する  | ○5年毎の法定（定期）点検<br>（全数243基）に基づき計<br>画的に実施する |
| <b>関連計画</b>  | 熊取町第4次総合計画<br>熊取町道路の整備に関するプログラム<br>熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画<br>熊取町大型カルバート等長寿命化修繕計画<br>熊取町道路舗装修繕計画<br>熊取町歩道舗装修繕計画 |   |
| <b>実施主体</b>  | 町   |   |

(18) 準防火地域の指定拡大検討（まちづくり計画課）

|  |  |                |                |
|--|--|----------------|----------------|
| <b>取組</b>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣商業地域に指定している準防火地域を他の用途地域においても指定拡大する必要があるか検討を行う。</li> </ul> |                |                |
|  | 【対象地区】町内市街化区域全域  |                |                |
| <b>重要業績指標<br/>現状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</b> |  | <b>目標</b>      |                |
|  |  | <b>令和2～5年度</b> | <b>令和6～9年度</b> |
| ○準防火地域の指定拡大検討<br>・ 指定拡大について状況調査（泉州地域）    |  | ○指定区域の検討       | -              |
| <b>関連計画</b>                              | 熊取町都市計画マスタープラン   |                |                |
| <b>実施主体</b>                              | 町  |                |                |

（起きてはならない最悪の事態）

**1-2) 密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生**

（必要な取組）

(1) 広域避難地の確保（自治・防災課）

|  |  |                |                |
|--|--|----------------|----------------|
| <b>取組</b>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大地震発生時などによって延焼火災が発生することが想定されることから、大火から身を守るために町民グラウンドを広域避難地として指定し防災・減災機能の充実を図る。</li> <li>・ また、地震等の災害種別に応じて指定する指定緊急避難場所の適正配置を検討するとともに、住民への周知を図る。</li> </ul> |                |                |
|  | 【対象地区】<br>町民グラウンド周辺（6.8ha）を広域避難場所として指定<br>一時避難場所 9箇所   |                |                |
| <b>重要業績指標<br/>現状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</b> |  | <b>目標</b>      |                |
|  |  | <b>令和2～5年度</b> | <b>令和6～9年度</b> |
| ○広域避難場所整備                                |  | ○避難場所の検証       | ○避難場所の検証       |
| <b>関連計画</b>                              | 熊取町地域防災計画  |                |                |
| <b>実施主体</b>                              | 町  |                |                |

(2) 総合保健福祉センターの長寿命化（健康・いきいき高齢課）

|   |  |                  |           |
|---|--|------------------|-----------|
| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時には福祉避難所や外部の医療救護班の参集場所や指示中枢としての機能も担うため、屋内消火栓設備等の初期消火用設備の長寿命化を行う。</li> </ul> |                  |           |
|   | 【対象】熊取町立総合保健福祉センター   |                  |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)                 |  | 目標               |           |
|   |  | 令和 2～5 年度        | 令和 6～9 年度 |
| ○「熊取町総合保健福祉センター個別施設計画」を策定の上施設の長寿命化を含む福祉避難所機能の強化 |  | ○令和 2 年度個別施設計画策定 | -         |
| 関連計画  | 熊取町地域防災計画<br>熊取町公共施設等総合管理計画<br>熊取町立総合保健福祉センター個別施設計画  |                  |           |
| 実施主体  | 町  |                  |           |

(3) 消防用水の確保対策（自治・防災課）

|                                 |   |               |               |
|---------------------------------|---|---------------|---------------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に火災による被害を軽減するため、大阪府や消防等の関係団体と連携して消防用水の確保に向けた取組を実施する。</li> </ul> |               |               |
|                                 | 【対象地区】町内全域  |               |               |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |   | 目標            |               |
|                                 |   | 令和 2～5 年度     | 令和 6～9 年度     |
| ○消防用水の確保                        |   | ○耐震性防火水槽の整備促進 | ○耐震性防火水槽の整備促進 |
| 関連計画                            | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画   |               |               |
| 実施主体                            | 町   |               |               |

(4) 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保（自治・防災課）

|                                 |   |            |           |
|---------------------------------|---|------------|-----------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。</li> </ul> |            |           |
|                                 | 【対象】<br>地域防災拠点：中央公園臨時駐車場用地、永楽ゆめの森公園<br>物資拠点：総合体育館<br>陸上輸送基地：町公民館（公民館・町民会館）  |            |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |   | 目標         |           |
|                                 |   | 令和 2～5 年度  | 令和 6～9 年度 |
| ○後方支援活動拠点等となる地域防災拠点の整備状況        |   | 防災拠点の運用検討  | 防災拠点の運用検討 |
| ○受援計画策定                         |   | 府や関係機関との調整 | 計画作成      |
| 関連計画                            | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画   |            |           |
| 実施主体                            | 町   |            |           |

(5) 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（生涯学習推進課）

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、国・大阪府との連携により文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修を働きかける。</li> <li>また、地震発生時に人的被害を軽減するため、文化財所有者に対して、災害情報の伝達や避難誘導、消火などの訓練に取り組むよう働きかける。</li> </ul> |  |  |
|   | 【重文】中家住宅<br>【重文】降井家書院<br>【重文】来迎寺本堂<br>【町指定】旧中林綿布工場（汽罐室・受電室・事務所棟）  |  |  |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   |   | 目標   |  |
|   |   | 令和 2～5 年度  | 令和 6～9 年度  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震基礎診断               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定：100%</li> <li>・町指定：0%</li> </ul> </li> <li>○自動火災報知設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定：100%</li> <li>・町指定：66%</li> </ul> </li> <li>○防災訓練               <ul style="list-style-type: none"> <li>・町有施設：2回/年</li> <li>・民間施設：1回/4年</li> </ul> </li> <li>○防火啓発、消防訓練の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施</li> </ul> </li> </ul> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者における文化財耐震診断、文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修、防災訓練の実施を促進する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組を踏まえ、対策の充実を図る。</li> </ul> |
|   |   | ⇒  | ⇒  |
| 関連計画  | 熊取町地域防災計画<br>熊取町第4次総合計画<br>熊取町教育大綱<br>第4次生涯学習推進計画   |  |  |
| 実施主体  | 町   |  |  |

(6) 公有財産の除却及び有効活用（各施設所管課）

|   |  |                      |           |
|---|--|----------------------|-----------|
| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時における様々な緊急措置に対応するため、用途廃止した公共施設等の公有財産の除却及び有効活用を図る。</li> </ul> |                      |           |
|   | 【対象】旧南海ニュータウン汚水処理場、旧南保育所、旧町民会館分館、大原衛生公苑（予定）  |                      |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   |  | 目標                   |           |
|   |  | 令和 2～5 年度            | 令和 6～9 年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○旧南海ニュータウン汚水処理場<br/>平成 23 年度廃止</li> <li>○旧南保育所<br/>平成 28 年度廃止</li> <li>○旧町民会館分館<br/>平成 29 年度廃止</li> <li>○大原衛生公苑（予定）</li> </ul> |  | 活用方針検討<br>(防災、まちづくり) | 計画策定・着手   |
| 関連計画  | 熊取町第4次総合計画<br>熊取町公共施設等総合管理計画<br>熊取町子ども・子育て支援計画   |                      |           |
| 実施主体  | 町  |                      |           |

(7) 消防団の活動強化（自治・防災課）

|                                   |   |   |            |                  |
|-----------------------------------|---|---|------------|------------------|
| 取組                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団の機能強化を図るため消防団分団器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線機等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保装備の充実強化を図る。</li> <li>地域の自主防災組織との連携強化に努め、自主防災組織の訓練においても指導的な役割を担えるよう必要な対策を進める。</li> <li>大規模災害時での消防活動の後方支援団体等の機能別分団化の促進を進める。</li> <li>若手リーダーの育成、青年層、女性の消防団活動への積極的な参加促進に努める。</li> </ul> <p>【対象】熊取町消防団、団本部、5箇分団 78名、災害協力隊 40名</p> |   |            |                  |
|                                   | <b>重要業績指標</b><br><b>現 状</b><br><b>（未記載の場合 令和元年実績）</b>   |   | <b>目 標</b> |                  |
|                                   |   | <b>令和 2～5 年度</b>                        |            | <b>令和 6～9 年度</b> |
| ○消防車両の整備<br>○消防団装備の充実<br>○機能別分団育成 |   | 消防車両の更新<br><br>1 団体                     |            | 消防車両の更新          |
| <b>関連計画</b>                       |   | 熊取町地域防災計画<br>熊取町第 4 次総合計画<br>大阪府強靱化地域計画 |            |                  |
| <b>実施主体</b>                       |   | 町                                       |            |                  |

(8) 準防火地域の指定拡大検討（まちづくり計画課） ※取組内容等は 1-1（18）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

**1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生※風水害**

（必要な取組）

(1) 治水対策（下水道河川課河川農水室）

|                                 |  |                                    |            |                  |
|---------------------------------|--|------------------------------------|------------|------------------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>町管理河川の浚渫、河床整正、及び河道整備（護岸等）を実施するとともに、二級河川の治水対策（護岸等の河道改修及び既存調整池、ため池等を活用した治水効果による河道の負担軽減）の推進を大阪府に働きかける。</li> </ul> <p>【対象】町管理河川：準用河川見出川、普通河川見出川・雨山川・和田川<br/>府管理河川：二級河川住吉川・雨山川</p> |                                    |            |                  |
|                                 | <b>重要業績指標</b><br><b>現 状</b><br><b>（未記載の場合 令和元年実績）</b>  |                                    | <b>目 標</b> |                  |
|                                 |  | <b>令和 2～5 年度</b>                   |            | <b>令和 6～9 年度</b> |
| ○治水対策の進捗状況<br>・1 河川（普通河川見出川）実施中 |  | ・2 河川（普通河川見出川、準用河川見出川）での対策実施及び現況確認 |            | ・現況確認に基づく対策実施    |
| <b>関連計画</b>                     |  | 大阪府「佐野川水系河川整備計画」                   |            |                  |
| <b>実施主体</b>                     |  | 大阪府<br>町                           |            |                  |

(2) ため池の防災・減災対策（下水道河川課河川農水室）

|  |   |                      |                  |
|--|---|----------------------|------------------|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本町には、町有ため池が 81 箇所（内、24 箇所は水防ため池）あり、水利組合がその維持管理を担っている。自然災害から人命、財産を守るため、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するよう大阪府に働きかけるとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施する。<br/>また、対象ため池のハザードマップを作成する。</li> </ul> <p>【対象】「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に掲げられたため池</p> |                      |                  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害から人命、財産を守るため、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、対象ため池のハザードマップの作成を行う。</li> </ul> <p>【対象】「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に掲げられたため池</p>   |                      |                  |
| <b>重要業績指標</b><br><b>現状</b><br><b>（未記載の場合 令和元年実績）</b> |   | <b>目標</b>            |                  |
|  |   | <b>令和 2～5 年度</b>     | <b>令和 6～9 年度</b> |
| ○ため池の耐震診断実施箇所（全 24 箇所）<br>・実施済 15 箇所                 |   | ○24 箇所               | —                |
| ○ため池の耐震対策必要箇所数                                       |   | ○ため池の耐震診断の結果に基づき対策実施 |                  |
| ○ため池ハザードマップ作成箇所（全 24 箇所）<br>・実施済 17 箇所               |   | ○24 箇所               | —                |
| <b>関連計画</b>  | 熊取町第 4 次総合計画<br>大阪府ため池防災・減災アクションプラン   |                      |                  |
| <b>実施主体</b>  | 大阪府<br>町  |                      |                  |

(3) 林道橋、農道橋の長寿命化対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-1（15）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

**1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生**

（必要な取組）

(1) 土砂災害対策・急傾斜地崩壊対策（下水道河川課河川農水室）

|  |   |                  |                  |
|--|---|------------------|------------------|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を対象に、「逃げる」「凌ぐ」施策として、住民の参画を得ながら地区別ハザードマップを作成し、土砂災害危険箇所や避難所、避難経路等の周知、及び家屋の移転等に関する費用の一部助成を行う。<br/>「防ぐ」施策として、「土砂災害特別警戒区域」の崩壊防災対策を地元の意向を踏まえつつ、実施主体である大阪府に働きかける。<br/>また、大阪府が指定する急傾斜地崩壊対策箇所に指定されている箇所について、適切に対応するよう大阪府に働きかける。</li> </ul> <p>【対象】土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を含む自治会<br/>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にある家屋<br/>急傾斜地崩壊対策箇所</p> |                  |                  |
|  |   |                  |                  |
| <b>重要業績指標</b><br><b>現状</b><br><b>（未記載の場合 令和元年実績）</b> |   | <b>目標</b>        |                  |
|  |   | <b>令和 2～5 年度</b> | <b>令和 6～9 年度</b> |
| ○地区別ハザードマップ作成箇所（全 13 自治会）<br>・作成済 6 自治会              |   | ○13 自治会          | —                |
| <b>関連計画</b>  | —   |                  |                  |
| <b>実施主体</b>  | 町   |                  |                  |

(2) 山地災害対策（道路公園課）

|                                 |  |                   |                   |
|---------------------------------|--|-------------------|-------------------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>保安林を対象に、土砂の流出及び崩壊防止など、森林防災機能の向上を目的とした治山ダムの整備や荒廃森林における間伐等の森林整備を実施するとともに、下流に保全対象が多く存在する危険度が高い溪流を対象とした、山地災害対策など予防的対策の検討・実施について、大阪府に働きかける。</li> </ul> |                   |                   |
|                                 | 【対象】保安林  |                   |                   |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |  | 目標                |                   |
|                                 |  | 令和 2～5 年度         | 令和 6～9 年度         |
| ○治山ダムの施工数<br>・実施済 2 基           |  | ○大阪地域森林計画に基づく対策実施 | ○大阪地域森林計画に基づく対策実施 |
| 関連計画                            | 大阪地域森林計画   |                   |                   |
| 実施主体                            | 大阪府<br>町   |                   |                   |

(3) 風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（自治・防災課）

|   |   |           |           |
|---|---|-----------|-----------|
| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>風水害、土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を進める。</li> <li>避難勧告等に関する情報を的確に住民等へと伝わるよう防災情報サービスの充実を進める。</li> </ul> |           |           |
|   | 【対象】町内全域  |           |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)                     |   | 目標        |           |
|   |   | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度 |
| ○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂<br>○防災情報サービスの充実<br>・防災情報サービス開始 |   | -         | -         |
| 関連計画  | 熊取町地域防災計画<br>熊取町避難勧告等の判断・伝達マニュアル  |           |           |
| 実施主体  | 町   |           |           |

(4) 道路防災対策（山間部の法面对策等）（道路公園課）

|                                 |  |   |   |
|---------------------------------|--|---|---|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>山間部の法面对策として、道路防災総点検を実施し、要対策箇所について対策を進める。</li> </ul> |   |   |
|                                 | 【対象】「熊取町道路の整備に関するプログラム」に掲げる道路  |   |   |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |  | 目標                                      |   |
|                                 |  | 令和 2～5 年度                               | 令和 6～9 年度                               |
| ○道路防災対策箇所数<br>・ 2 箇所            |  | ○5 年毎の法定（定期）点検（総延長 3.20 km）に基づき計画的に実施する | ○5 年毎の法定（定期）点検（総延長 3.20 km）に基づき計画的に実施する |
| 関連計画                            | 熊取町道路の整備に関するプログラム  |   |   |
| 実施主体                            | 町  |   |   |

(5) ため池の防災・減災対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-3（2）に記載

(事前に備えるべき目標)

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(起きてはならない最悪の事態)

### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(必要な取組)

#### (1) 医薬品、医療用資器材の確保体制の整備 (健康・いきいき高齢課)

|                                 |   |                  |                  |
|---------------------------------|---|------------------|------------------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に必要となる医薬品等の早期確保につながるよう、医師会及び歯科医師会、薬剤師会との連携強化を図るとともに、関係事業者等との協定締結を促進する。</li> </ul> |                  |                  |
|                                 | 【対象】関係事業者等との協定締結の検討   |                  |                  |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |   | 目 標              |                  |
|                                 |   | 令和 2~5 年度        | 令和 6~9 年度        |
| ○関係事業者等との協定締結の検討                |   | ○関係事業者等との協定締結の検討 | ○関係事業者等との協定締結の検討 |
| 関連計画                            | -   |                  |                  |
| 実施主体                            | 町   |                  |                  |

#### (2) 広域緊急交通路等の通行機能の確保 (道路公園課)

|                                 |  |           |           |
|---------------------------------|--|-----------|-----------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、地域緊急交通路及び避難路の確保や防災拠点アクセス等の向上を図る。</li> </ul>   |           |           |
|                                 | 【対象】「熊取町道路の整備に関するプログラム」、「熊取町通学路交通安全プログラム」、「熊取町第2次道路整備計画」に掲げる道路及び(都)大阪岸和田南海線、(都)泉州山手線、(都)大阪外環状線(国道170号)   |           |           |
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、無電柱化を推進する。</li> </ul>   |           |           |
|                                 | 【対象】「大阪府無電柱化推進計画」に掲げる道路並びに計画以外の国道及び府道  |           |           |
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>＜道路施設の適切な維持管理の実施＞ 道路構造の保全及び円滑な道路交通を確保するため、道路点検等を実施し、日常の維持管理を推進する。また、非常時に備え、GISシステムの利用を推進するなど道路占用者とのスムーズな連絡体制を確保する。</li> </ul> |           |           |
|                                 | 【対象】「町が管理する道路」   |           |           |
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>＜迅速な道路啓開の実施＞ 地震発生時に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能確保に向け、道路啓開体制等の充実を図る。</li> </ul>                                       |           |           |
|                                 | 【対象】「町が管理する道路」   |           |           |
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>＜地籍調査の推進＞ (都)泉州山手線の早期完成に向け、地籍調査を継続的に実施する。</li> </ul>  |           |           |
|                                 | 【対象】(都)泉州山手線   |           |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |  | 目 標       |           |
|                                 |  | 令和 2~5 年度 | 令和 6~9 年度 |
| ○通学路の安全対策の進捗状況                  |  | ○3.7 km   | ○1.6 km   |
| ○道路整備済み路線数                      |  | ○1 路線     | ○1 路線     |
| ○無電柱化整備済み延長                     |  | ○0.2 km   | -         |

|             |  |
|-------------|--|
| <b>関連計画</b> | 熊取町道路の整備に関するプログラム<br>熊取町通学路交通安全プログラム<br>熊取町第2次道路整備計画<br>大阪府無電柱化推進計画<br>熊取町第4次総合計画<br>熊取町地域防災計画 |
| <b>実施主体</b> | 大阪府<br>町   |

(3) 総合保健福祉センターの非常用電源設備の長寿命化（健康・いきいき高齢課）

|  |   |                  |  |
|--|---|------------------|--|
| <b>取組</b>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には福祉避難所として使用されるため、既存の設備の長寿命化を行う。</li> </ul> 【対象】熊取町立総合保健福祉センター |                  |  |
| <b>重要業績指標<br/>現 状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</b>      | <b>目 標</b>  |                  |  |
|  | <b>令和 2～5 年度</b>  | <b>令和 6～9 年度</b> |  |
| ○「熊取町総合保健福祉センター個別<br>施設計画」を策定のうえ設備の長寿命<br>化を図る | ○令和 2 年度個別施設計画策<br>定  | -                |  |
| <b>関連計画</b>                                    | 熊取町公共施設等総合管理計画<br>熊取町立総合保健福祉センター個別施設計画  |                  |  |
| <b>実施主体</b>                                    | 町   |                  |  |

(4) 役場庁舎の非常用電源設備の整備（総務課）

|   |  |                  |  |
|---|--|------------------|--|
| <b>取組</b>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎の防災拠点での非常用電源設備の機能強化を図る（H26 非常用電源設備（72 時間対応）設置済み）</li> </ul> 【対象】役場庁舎 |                  |  |
| <b>重要業績指標<br/>現 状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</b> | <b>目 標</b>   |                  |  |
|   | <b>令和 2～5 年度</b>   | <b>令和 6～9 年度</b> |  |
| -   | -  | -                |  |
| <b>関連計画</b>                               | -  |                  |  |
| <b>実施主体</b>                               | 町  |                  |  |

(5) 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の対策（自治・防災課）

|  |  |  |           |  |
|--|--|--|-----------|--|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援に資するよう大阪府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づいて、必要備蓄量の目標設定と備蓄品の充実、備蓄倉庫の整備を進めるとともに、多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するため各種協定締結などに努める。</li> <li>各避難所に備蓄している食糧、飲料水等について、数量及び使用期限等を確認し常に使用できるよう適正な管理を行う。</li> </ul> <p>【対象】指定避難所の備蓄倉庫<br/>関係事業者等との協定締結の検討</p> |  |           |  |
|  | <b>重要業績指標</b><br><b>現状</b><br><b>（未記載の場合 令和元年実績）</b>   |  | <b>目標</b> |  |
|  |  | <b>令和 2～5 年度</b>   |           | <b>令和 6～9 年度</b>   |
| ○備蓄倉庫数<br>・18 箇所   |  | 100%   |           | —  |
| ○食料等の確保<br>・必要備蓄量の充足率<br>アルファ化米 100%<br>高齢者用食 100%<br>毛布 47%<br>備蓄水 100%<br>液体ミルク 100% |  | アルファ化米 100%<br>高齢者用食 100%<br>毛布 100%<br>備蓄水 100%<br>液体ミルク 100% |           | アルファ化米 100%<br>高齢者用食 100%<br>毛布 100%<br>備蓄水 100%<br>液体ミルク 100% |
| ○関係事業者等との協定締結の検討   |  | ○関係事業者等との協定締結の検討   |           | ○関係事業者等との協定締結の検討   |
| <b>関連計画</b>  | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画  |  |           |  |
| <b>実施主体</b>  | 町  |  |           |  |

(6) 避難所の指定及び機能強化、避難所運営マニュアル策定、訓練の実施（自治・防災課、総務部、

環境課、健康いきいき高齢課、教育委員会）

|  |   |                  |           |                               |
|--|---|------------------|-----------|-------------------------------|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、避難者等の発生規模や指定避難所の施設設備等の老朽化や受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保する。</li> <li>避難所への再生可能エネルギー設備等の導入を行い、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を図るとともに、レジリエンス強化型の ZEB としての整備を行っていく。</li> <li>スムーズな避難所の開設・運営に向けて策定した「避難行動・避難所運営マニュアル」に基づき、各種訓練等を実施する。</li> </ul> |                  |           |                               |
|  | <b>重要業績指標</b><br><b>現状</b><br><b>（未記載の場合 令和元年実績）</b>  |                  | <b>目標</b> |                               |
|  |   | <b>令和 2～5 年度</b> |           | <b>令和 6～9 年度</b>              |
| ○指定避難所管理運営体制整備<br>・指定済                             |   | —                |           | 避難所への再生可能エネルギー設備等の導入、ZEB 化の整備 |
| 【対象】<br>指定避難所 9 箇所<br>その他避難所 1 箇所<br>仮設住宅候補地 10 箇所 |   |                  |           |                               |
| ○熊取町避難行動・避難所運営マニュアル策定<br>・R2.3 策定                  |   | —                |           | —                             |
| ○指定避難所等における各種訓練実施<br>・訓練検証の実施                      |   | ⇒                |           | ⇒                             |
| <b>関連計画</b>  | 熊取町地域防災計画<br>熊取町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）<br>再生可能エネルギー導入戦略<br>熊取町避難行動・避難所運営マニュアル   |                  |           |                               |
| <b>実施主体</b>  | 町   |                  |           |                               |

(7) 施設の老朽化対策（道路公園課） ※取組内容等は 1-1（17）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

**2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

（必要な取組）

(1) 自衛隊等の広域支援部隊との連携強化による受援力の向上（自治・防災課）

|  |   |             |           |
|--|---|-------------|-----------|
| 取組   | ・ 広域部隊受入れ、活動拠点において、広域部隊等が災害支援活動を円滑に行えるよう、自衛隊、消防などの防災関係機関とも連携を図りつつ、町の施設管理者と調整を行い、施設の整備や後方支援活動拠点の選定、整備に努める。<br>【対象】<br>地域防災拠点：中央公園臨時駐車場用地、永楽ゆめの森公園<br>物資拠点：総合体育館<br>陸上輸送基地：町公民館（公民館・町民会館） |             |           |
|  | <b>重要業績指標</b><br><b>現状</b><br>（未記載の場合 令和元年実績）   | <b>目標</b>   |           |
|  |   | 令和 2～5 年度   | 令和 6～9 年度 |
| ○地域防災拠点の整備<br>○後方支援活動拠点の選定、整備<br>○応援部隊受入れ、活動拠点<br>・中央公園臨時駐車場用地<br>・永楽ゆめの森公園<br>○物資拠点<br>・総合体育館 | 施設管理者と調整、選定   | 後方支援活動拠点の整備 |           |
| <b>関連計画</b>  | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画   |             |           |
| <b>実施主体</b>  | 町   |             |           |

(2) 大規模災害時における受援力の向上（ヘリサインの整備など）（自治・防災課）

|                            |  |           |           |
|----------------------------|--|-----------|-----------|
| 取組                         | ・ 地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上に上空から視認できる大きな文字、いわゆるヘリサインの整備を促進していく。<br>【対象】<br>大阪観光大学グラウンド<br>京都大学複合原子力科学研究所研究員宿舎前広場 |           |           |
|                            | <b>重要業績指標</b><br><b>現状</b><br>（未記載の場合 令和元年実績）  | <b>目標</b> |           |
|                            |  | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度 |
| ○ヘリサイン整備<br>：1 箇所（町民グラウンド） | 施設管理者と調整   | -         |           |
| <b>関連計画</b>                | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画  |           |           |
| <b>実施主体</b>                | 町  |           |           |

(3) 消防団の活動強化（自治・防災課） ※取組内容等は 1-2（7）に記載

(4) 常備消防力（消火・救急・救命等）の向上（自治・防災課） ※取組内容等は 1-1（8）に記載

(5) 施設の老朽化対策（道路公園課） ※取組内容等は 1-1（17）に記載

(6) 広域緊急交通路等の通行機能の確保（道路公園課） ※取組内容等は 2-1（2）に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(必要な取組)

- (1) 帰宅困難者対策の充実 (企画財政経営課、自治・防災課、産業振興課)

|   |   |           |           |
|---|---|-----------|-----------|
| 取組                                      | ・ 本町は、大阪府、町内事業者、大学関係者、その他関係機関と連携して、地震発生後に帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される熊取駅及び駅周辺の混乱防止策や一斉帰宅の抑制により、事業所にとどまった従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する対策を検討する。 |           |           |
|   | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   | 目 標       |           |
|   |   | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度 |
| ○事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインの周知 (大阪府、平成26年度) | ○主要事業所等における帰宅困難者対策マニュアル等の作成の啓発  |           | ⇒         |
| 関連計画                                    | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画   |           |           |
| 実施主体                                    | 大阪府<br>町  |           |           |

(起きてはならない最悪の事態)

### 2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(必要な取組)

- (1) 施設の老朽化対策 (道路公園課) ※取組内容等は 1-1 (17) に記載  
(2) 医薬品、医療用資器材の確保体制の整備 (健康・いきいき高齢課) ※取組内容等は 2-1 (1) に記載  
(3) 広域緊急交通路等の通行機能の確保 (道路公園課) ※取組内容等は 2-1 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(必要な取組)

- (1) 被災地域の食品衛生監視活動 (健康・いきいき高齢課)

|                                       |  |           |                                       |
|---------------------------------------|--|-----------|---------------------------------------|
| 取組                                    | ・ 大阪府泉佐野保健所等と緊密な連携をとりつつ、避難所等での食中毒防止のための啓発や食品等取扱の衛生指導を実施する。 |           |                                       |
|                                       | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)                            | 目 標       |                                       |
|                                       |  | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度                             |
| ○保健所との連携による食中毒防止をはじめとする食品衛生についての周知・啓発 | ○保健所との連携による食中毒防止をはじめとする食品衛生についての周知・啓発                      |           | ○保健所との連携による食中毒防止をはじめとする食品衛生についての周知・啓発 |
| 関連計画                                  | 熊取町地域防災計画  |           |                                       |
| 実施主体                                  | 大阪府<br>町   |           |                                       |

(2) 下水道（污水）施設の老朽化対策の推進（下水道河川課）

|                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害においても公衆衛生の保全及びトイレの使用環境の確保ができるように、既設老朽施設の点検・調査を行い老朽化対策を推進する。</li> </ul> |   |
|                                 | 【対象区域】公共下水道整備済区域  |   |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |   | 目標  |
|                                 |   | 令和 2～5 年度   |
|                                 |   | 令和 6～9 年度   |
| ○長寿命化計画に基づくマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の更新 |   | ○マンホール鉄蓋の更新<br>○マンホールポンプ施設の更新<br>-                        |
| ○ストックマネジメント計画の策定作業              |   | ○ストックマネジメント計画方針策定<br>○管渠施設の点検調査<br>○下水道施設修繕改築計画素案の策定<br>- |
| 関連計画                            | 熊取町第 4 次総合計画  |   |
| 実施主体                            | 町   |   |

(3) 下水道（污水）施設の整備促進（下水道河川課、環境課）

|  |  |                               |
|--|--|-------------------------------|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時においても公衆衛生の保全及びトイレの使用環境を確保できるように、公共下水道の未普及地域への整備を促進する。</li> </ul> |                               |
|  | 【対象区域】熊取町下水道事業・認可区域内   |                               |
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時においても生活排水等を適正に処理するため、浄化槽の普及促進に努める。</li> </ul>                    |                               |
|  | 【対象区域】合併処理浄化槽計画処理区域  |                               |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)                    |  | 目標                            |
|  |  | 令和 2～5 年度                     |
|  |  | 令和 6～9 年度                     |
| ○公共下水道未普及地域への整備促進<br>：81.6%（令和元年度末普及率）<br>【下水道河川課】 |  | ○公共下水道未普及地域への整備促進<br>○普及率 86% |
| ○合併処理浄化槽の普及促進<br>【環境課】                             |  | ○公共下水道未普及地域への整備促進<br>○普及率 90% |
|  |  | -                             |
|  |  | -                             |
| 関連計画   | 熊取町第 4 次総合計画<br>熊取町一般廃棄物処理基本計画<br>循環型社会形成推進地域計画  |                               |
| 実施主体   | 町  |                               |

(4) 下水道BCPの運用（下水道河川課）

|   |   |   |
|---|---|---|
| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に優先実施業務を定め、下水道機能の暫定機能確保に努める。（概ね7日以内の業務）</li> <li>また、災害に応じ災害協定を締結した民間企業への出動要請を行う。</li> </ul> |   |
|   | 【対象】町内下水道所管管理施設   |   |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   | 目標  |   |
|   | 令和2～5年度   | 令和6～9年度   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○訓練の実施</li> <li>○下水道BCPの見直し及び拡充</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○訓練の実施</li> <li>○下水道BCPの見直し及び拡充</li> <li>○災害協定の締結</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○訓練の実施</li> <li>○下水道BCPの見直し及び拡充</li> </ul> |
| 関連計画  | 熊取町地域防災計画<br>熊取町第4次総合計画<br>下水道事業業務継続計画（下水道BCP）  |   |
| 実施主体  | 町   |   |

(5) 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（健康・いきいき高齢課）

|   |   |   |
|---|---|---|
| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府泉佐野保健所等と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、消毒、避難所の防疫指導、防疫活動を実施するとともに、防疫に必要な薬品を調達、確保する。</li> </ul> |   |
|   | 【対象】町内下水道所管管理施設   |   |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   | 目標  |   |
|   | 令和2～5年度   | 令和6～9年度   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所との連携による感染症対策の周知と、防疫に必要な薬品の調達、確保</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所との連携による感染症対策の周知と、防疫に必要な薬品の調達、確保</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所との連携による感染症対策の周知と、防疫に必要な薬品の調達、確保</li> </ul> |
| 関連計画  | 熊取町地域防災計画<br>熊取町第4次総合計画   |   |
| 実施主体  | 大阪府<br>町  |   |

(6) 生活ごみの適正処理（環境課、環境センター）

|  |   |         |
|--|---|---------|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後の被災地域の衛生状態を維持するため、熊取町環境センターの施設が被害を受けた場合にも、広域的な応援要請等を行い、適正処理が可能となるよう、他市町等、関係機関との連携体制の充実を図る。</li> <li>熊取町において、災害に強い施設であることを整備基本方針の一つとして、令和15年度の供用開始を目指して、新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進める。（泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画 P24～P25 参照）</li> </ul> |         |
|  | 【対象】町内下水道所管管理施設   |         |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  | 目標  |         |
|  | 令和2～5年度   | 令和6～9年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定締結（H25）</li> </ul> | -   | -       |
| 関連計画   | 熊取町地域防災計画<br>泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画  |         |
| 実施主体   | 町   |         |

(7) ご遺体の適切処置（環境課）

|  |   |         |         |
|--|---|---------|---------|
| 取組   | ・「大阪府広域火葬計画」（H11.4策定）に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行なわれるように努めるとともに、葬祭関係団体との連携を図っていく。 |         |         |
|  | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   | 目標      |         |
|  |   | 令和2～5年度 | 令和6～9年度 |
| ○周辺自治体との連携により広域火葬体制を確保<br>○遺体安置所の候補施設の選定<br>○葬祭関係団体との災害時における葬儀業務等に関する協定締結（H27） | -   | -       | -       |
| ○災害葬儀業務等協定<br>【対象】株式会社金田佛心社  | -   | -       | -       |
| 関連計画   | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画   |         |         |
| 実施主体   | 町   |         |         |

(8) キャッシュレスサービス等の導入（収納対策課、保険年金課、保育課、会計課、介護保険課、まちづくり計画課、情報政策課）

|                            |  |         |         |
|----------------------------|--|---------|---------|
| 取組                         | ・住民の利便性の向上や歳入確保及び非接触による感染拡大防止のため、税や保険料などの公金納付方法について、クレジットカード、キャッシュレスサービスによる収納など様々な収納方法の導入について、費用対効果を考慮しつつ、その有効性について調査・導入を検討する。<br>【対象】税、保険料などの公金 |         |         |
|                            | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  | 目標      |         |
|                            |  | 令和2～5年度 | 令和6～9年度 |
| ○公金収納方法の拡大<br>・公金収納方法の拡大検討 | ○キャッシュレスサービスの導入  | -       | -       |
| 関連計画                       | 熊取町第4次情報化推進計画  |         |         |
| 実施主体                       | 町  |         |         |

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(必要な取組)

### (1) 心の健康相談等の実施 (健康・いきいき高齢課、子育て支援課、介護保険課)

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| <b>取組</b>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、災害による心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口体制を確保する。</li> </ul> |   |   |
| <b>重要業績指標<br/>現 状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</b> |  | <b>目 標</b>                              |   |
|   |  | <b>令和 2~5 年度</b>                        | <b>令和 6~9 年度</b>                        |
| ○ 泉佐野保健所等と連携し、ケアを行う人材の養成や相談の実施体制の確保に努める   |  | ○ 泉佐野保健所等と連携し、ケアを行う人材の養成や相談の実施体制の確保に努める | ○ 泉佐野保健所等と連携し、ケアを行う人材の養成や相談の実施体制の確保に努める |
| <b>関連計画</b>                               | 熊取町地域防災計画<br>熊取町第 4 次総合計画  |   |   |
| <b>実施主体</b>                               | 大阪府<br>町   |   |   |

### (2) 小中学校トイレの安全衛生対策の推進 (学校教育課)

|   |  |                  |                  |
|---|--|------------------|------------------|
| <b>取組</b>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各小中学校のトイレについて、災害時等住民や利用者が安全で衛生的利用を図るため、老朽化した学校トイレの洋式化改修を計画的に推進する。</li> </ul> <p>【対象】南小学校、東小学校、熊取中学校、熊取北中学校、熊取南中学校のトイレ洋式化改修の推進</p> |                  |                  |
| <b>重要業績指標<br/>現 状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</b> |  | <b>目 標</b>       |                  |
|   |  | <b>令和 2~5 年度</b> | <b>令和 6~9 年度</b> |
| -   |  | -                | -                |
| <b>関連計画</b>                               | -  |                  |                  |
| <b>実施主体</b>                               | 町  |                  |                  |

### (3) 小中学校体育館の避難所としての機能整備の推進 (学校教育課)

|   |  |                  |                  |
|---|--|------------------|------------------|
| <b>取組</b>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各小中学校体育館について、災害時等に避難所として利用するための環境改善を図るため、体育館に空調設備を設置する。</li> </ul> <p>【対象】各小中学校体育館への空調設置の推進</p> |                  |                  |
| <b>重要業績指標<br/>現 状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</b> |  | <b>目 標</b>       |                  |
|   |  | <b>令和 2~5 年度</b> | <b>令和 6~9 年度</b> |
| -   |  | -                | -                |
| <b>関連計画</b>                               | -  |                  |                  |
| <b>実施主体</b>                               | 町  |                  |                  |

(4) 小中学校の給食場の安全衛生対策の推進（学校教育課）

|                                 |   |           |
|---------------------------------|---|-----------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>各小中学校の給食場について、災害時等に安全で衛生的な利活用を図るため、施設改修を行う。</li> </ul> |           |
|                                 | 【対象】各小中学校の給食場を安全で衛生的に使用するための施設改修の実施   |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) | 目 標   |           |
|                                 | 令和 2～5 年度   | 令和 6～9 年度 |
| —                               | —   | —         |
| 関連計画                            | —   |           |
| 実施主体                            | 町   |           |

(5) 小中学校施設の老朽化に伴う施設改修（学校教育課）

|                                 |   |           |
|---------------------------------|---|-----------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>各小中学校については、建築後 40 年以上経過している施設が多く、学校施設の長寿命化計画の策定を行い、これに基づく施設改修を行う。</li> </ul> |           |
|                                 | 【対象】学校施設の長寿命化計画に基づく各小中学校の大規模改修や長寿命化改修の実施  |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) | 目 標   |           |
|                                 | 令和 2～5 年度   | 令和 6～9 年度 |
| —                               | —   | —         |
| 関連計画                            | —   |           |
| 実施主体                            | 町   |           |

(6) 被災者の巡回健康相談等の実施（健康・いきいき高齢課、子育て支援課、介護保険課）

|   |  |  |
|---|--|--|
| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。</li> </ul> |  |
|   | 【対象】被災者の巡回健康相談等の実施   |  |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)                               | 目 標  |  |
|   | 令和 2～5 年度  | 令和 6～9 年度                              |
| ○泉佐野保健所等と連携し、健康相談等を行う人材の養成や相談の実施体制の確保に努める<br>・巡回健康相談体制検討、物品購入 | ○泉佐野保健所等と連携し、健康相談等を行う人材の養成や相談の実施体制の確保に努める  | ○泉佐野保健所等と連携し、ケアを行う人材の養成や相談の実施体制の確保に努める |
| 関連計画  | 熊取町地域防災計画  |  |
| 実施主体  | 大阪府<br>町   |  |

(7) 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保（生活福祉課）

| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、先行取組として、H26 年度に、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築した。</li> <li>H27 年度から 29 年度までに同ネットワークを活用し、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣 DWAT（災害派遣福祉チーム等）やサービスに必要な福祉用具、資材等の供給、被災者の受入れ調整等を行うための体制整備を図る。</li> </ul> |  |           |  |
|---|---|--|-----------|--|
|   | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   |  | 目 標       |  |
|   | 令和 2～5 年度   |  | 令和 6～9 年度 |  |
| ○府内福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築 | -   |  | -         |  |
| 関連計画  | -   |  |           |  |
| 実施主体  | 大阪府   |  |           |  |

(8) 公園施設の長寿命化対策（道路公園課）

| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>「熊取町公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的・効率的な公園施設の改築、更新、バリアフリー化を推進する。</li> </ul> |     |           |  |
|---------------------------------|--|-----|-----------|--|
|                                 | 【対象】「熊取町公園施設長寿命化計画」に掲げる公園施設  |     |           |  |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |  | 目 標 |           |  |
|                                 | 令和 2～5 年度  |     | 令和 6～9 年度 |  |
| ○施設更新公園数<br>・更新済 1 公園           | ○19 公園   |     | ○45 公園    |  |
| 関連計画                            | 熊取町第 4 次総合計画<br>熊取町公園施設長寿命化計画  |     |           |  |
| 実施主体                            | 町  |     |           |  |

(事前に備えるべき目標)

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

#### 3-1) 町役場機能の機能不全

(必要な取組)

##### (1) 災害時の職員初動対策の向上 (自治・防災課)

|      |   |                       |           |           |  |
|------|---|-----------------------|-----------|-----------|--|
| 取組   | ・ 大規模災害時に各職員が迅速かつ的確な初動体制が行えるよう、災害対応マニュアルに基づき訓練等を行い、適正な災害対応マニュアルの充実を図る。<br>【対象】町職員 | 重要業績指標                |           | 目標        |  |
|      |   | 現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) | 令和 2~5 年度 | 令和 6~9 年度 |  |
|      | ○職員行動マニュアルの修正   | -                     |           | -         |  |
| 関連計画 | 熊取町地域防災計画<br>職員行動マニュアル  |                       |           |           |  |
| 実施主体 | 町   |                       |           |           |  |

##### (2) 防災情報の収集・伝達 (自治・防災課)

|      |  |                       |           |           |  |
|------|--|-----------------------|-----------|-----------|--|
| 取組   | ・ 防災行政無線 (固定系)、(移動系) 及び災害時優先電話、災対本部室電話回線を確保しており、今後は、各通信機器使用法の周知とともに通信手段の充実を図る。<br>【対象】<br>防災行政無線 (固定系) 非常電源 7 2 時間対応<br>防災行政無線 (移動系)<br>災害時優先電話 (デジタル 4 回線)<br>災害対策本部電話回線 (1 0 回線) | 重要業績指標                |           | 目標        |  |
|      |  | 現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) | 令和 2~5 年度 | 令和 6~9 年度 |  |
|      | ○防災情報機器の充実   | MCA 無線導入<br>屋外スピーカー増強 |           | -         |  |
| 関連計画 | 熊取町地域防災計画  |                       |           |           |  |
| 実施主体 | 町  |                       |           |           |  |

##### (3) メディアとの連携強化 (自治・防災課)

|      |  |                       |           |           |  |
|------|--|-----------------------|-----------|-----------|--|
| 取組   | ・ 地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、正確に伝えるため、Lアラートの活用や防災情報サービス、SNS等を活用する。<br>【対象地域】町内全域 | 重要業績指標                |           | 目標        |  |
|      |  | 現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) | 令和 2~5 年度 | 令和 6~9 年度 |  |
|      | ○情報収集伝達体制整備  | -                     |           | -         |  |
| 関連計画 | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画  |                       |           |           |  |
| 実施主体 | 大阪府<br>町   |                       |           |           |  |

(4) 業務継続計画及び復興計画の策定（全課）

|                                 |  |                                |           |
|---------------------------------|--|--------------------------------|-----------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>熊取町業務継続計画について、災害に関する最新知見などを踏まえ適時見直しを行い、災害応急対策業務及び通常業務の継続体制の充実を図る。</li> <li>大阪府が作成する被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画策定マニュアルなどを踏まえ、復興計画の検討を進める。</li> </ul> |                                |           |
|                                 | 【対象】全部局、課  |                                |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |  | 目標                             |           |
|                                 |  | 令和 2～5 年度                      | 令和 6～9 年度 |
| ○業務継続計画・復興計画の策定<br>・BCP 作成済み    |  | ○復興計画策定マニュアルの手<br>順等のマニュアル作成検討 | —         |
| 関連計画                            | 熊取町地域防災計画<br>熊取町業務継続計画   |                                |           |
| 実施主体                            | 町  |                                |           |

(5) 震災復興都市づくりガイドラインに基づく熊取町行動マニュアルの作成（まちづくり計画課）

|  |   |              |           |
|--|---|--------------|-----------|
| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>復興都市づくりの各プロセス（被災状況の把握、建築制限の実施、都市復興計画の策定等）における基本的事項を示した震災復興都市づくりガイドラインに基づき、自治体内における連絡先や調整方法等の詳細を記載した、行動マニュアルの作成を検討する</li> </ul> |              |           |
|  | 【対象地域】町内全域  |              |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)                      |   | 目標           |           |
|  |   | 令和 2～5 年度    | 令和 6～9 年度 |
| ○震災復興都市づくりガイドラインに基づ<br>く熊取町行動マニュアルの作成<br>・他市町作成状況の調査 |   | ○行動マニュアル作成検討 | —         |
| 関連計画   | —   |              |           |
| 実施主体   | 町   |              |           |

(6) 発災後の緊急時における財務処理体制（会計課）

|                                 |   |           |           |
|---------------------------------|---|-----------|-----------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システム等が停止した場合においても、町会計課危機管理対応マニュアルに基づき手書き処理による財務処理が行える体制を確保する。</li> <li>物品調達時に緊急に必要な支払資金（小口現金）を町会計課危機管理対応マニュアルに基づき確保する。</li> </ul> |           |           |
|                                 | 【対象】町内全域  |           |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |   | 目標        |           |
|                                 |   | 令和 2～5 年度 | 令和 6～9 年度 |
| ○定期的な模擬訓練の実施<br>・1回/年           |   | ○2回/年     | ○2回/年     |
| ○指定金融機関との連絡体制の確認<br>・1回/年       |   | ○2回/年     | ○2回/年     |
| 関連計画                            | —   |           |           |
| 実施主体                            | 町   |           |           |

(7) 大規模災害における情報システムの業務継続（情報政策課）

|      |  |                 |                 |
|------|--|-----------------|-----------------|
| 取組   | ・ 災害発生時、早期の業務復旧や業務継続を目指し、各種情報システムの確認・復旧手順を定める。<br>【対象】熊取町役場（各出先機関含む）                     |                 |                 |
|      | 重要業績指標<br>現状<br>（未記載の場合 令和元年実績）  | 目標              |                 |
|      |  | 令和 2～5 年度       | 令和 6～9 年度       |
|      | ○ I C T - B C P の策定（改定）<br>○ 訓練の実施<br>○ 災害時利用環境、訓練環境の整備<br>・ I C T - B C P（初動版）に基づく訓練の実施 | ○ 関連部署を交えた訓練の実施 | ○ 関連部署を交えた訓練の実施 |
| 関連計画 | -  |                 |                 |
| 実施主体 | 町  |                 |                 |

(8) 林道橋、農道橋の長寿命化対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-1（15）に記載

(9) 施設の老朽化対策（道路公園課） ※取組内容等は 1-1（17）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

**3-2) 町役場の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

（必要な取組）

(1) クラウドシステムの利用検討（情報政策課）

|      |   |                      |                    |
|------|---|----------------------|--------------------|
| 取組   | ・ 庁内各種システムの運用管理の軽減や災害対策等のため、クラウドシステムとする方が運用面・コスト面から効果がでるシステムについては、クラウド方式へ移行する。また、基幹系システムの更新にあたっては、自治体クラウドによる方法を前提として更新を進める。<br>【対象】熊取町役場（各出先機関含む） |                      |                    |
|      | 重要業績指標<br>現状<br>（未記載の場合 令和元年実績）   | 目標                   |                    |
|      |   | 令和 2～5 年度            | 令和 6～9 年度          |
|      | ○クラウドシステムの導入<br>・ 後期高齢者医療システム、健康管理システムのクラウド更新   | ○基幹系システムの自治体クラウド更新準備 | ○基幹系システムの自治体クラウド更新 |
| 関連計画 | 熊取町第 4 次情報化推進計画   |                      |                    |
| 実施主体 | 町   |                      |                    |

(2) AI・RPA システムの利活用の検討（企画財政経営課、人事課、情報政策課）

|      |  |                   |           |
|------|--|-------------------|-----------|
| 取組   | ・ 庁内簡易業務の効率化を図り、職員が災害対応に注力できるよう検討する。<br>【対象】熊取町役場（各出先機関含む） |                   |           |
|      | 重要業績指標<br>現状<br>（未記載の場合 令和元年実績）                            | 目標                |           |
|      |  | 令和 2～5 年度         | 令和 6～9 年度 |
|      | ○AI・RPA システムの導入<br>・ R P A 実証実験の実施                         | ○ A I ・ R P A の導入 | -         |
| 関連計画 | 熊取町第 4 次情報化推進計画  |                   |           |
| 実施主体 | 町  |                   |           |

(3) ペーパーレス化の促進（総務課、人事課、議会総務課）

| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン等による電子会議やWEB会議を推進する。</li> <li>その他、出退勤システム・電子決裁システム等の導入について、費用対効果を考慮の上検討し、行政文書の紙から電子媒体への移行を目指すことで、災害時における文書喪失等に備える。</li> <li>・タブレット端末導入による、ペーパーレス議会会議システムを導入する。</li> </ul> <p>【対象】熊取町役場（各出先機関含む）</p> |    |
|--|---|----|
|  | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   | 目標 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○複合機、電子会議・WEB会議、出退勤システム・電子決裁システム等の導入検討</li> <li>・無線LAN整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○WEB会議システム、出退勤システム、電子決裁システム等の導入検討</li> <li>○ペーパーレス議会会議システムの導入</li> </ul>   | —  |
| 関連計画   | 熊取町第4次情報化推進計画   |    |
| 実施主体   | 町   |    |

(4) 消防団分団器具庫の耐震化（自治・防災課） ※取組内容等は 1-1（5）に記載

（事前に備えるべき目標）

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

（起きてはならない最悪の事態）

### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（必要な取組）

(1) 公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備拡大検討（生涯学習推進課、図書館、学校教育課、自治・防災課、情報政策課）

| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町立総合体育館（ひまわりドーム）、図書館など公衆無線LANが未整備の公共施設にて、無線LAN（Wi-Fi）整備を検討する。</li> </ul> <p>【対象】各公共施設</p> |    |
|--|---|----|
|  | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   | 目標 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備</li> <li>・公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備</li> </ul>  | —  |
| 関連計画   | 熊取町第4次情報化推進計画   |    |
| 実施主体   | 町   |    |

(2) 学校の ICT 環境整備の促進（学校教育課、情報政策課）

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 取組  | ・「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」に基づき、無線 LAN 環境、大型提示装置、統合型校務支援システム、一人一台パソコン、ICT 支援員の配置等将来にむけて学校の ICT 環境整備を図る。<br>【対象】各小中学校 |           |
|   | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   | 目標        |
|   | 令和 2～5 年度   | 令和 6～9 年度 |
| ○無線 LAN 環境、大型提示装置、統合型校務支援システム、一人一台パソコン、ICT 支援員の配置<br>・無線 LAN 環境整備準備 | ○無線 LAN 環境、大型提示装置、統合型校務支援システム、一人一台パソコン、ICT 支援員の配置   | -         |
| 関連計画  | 熊取町第 4 次情報化推進計画   |           |
| 実施主体  | 町   |           |

(起きてはならない最悪の事態)

**4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**

(必要な取組)

(1) 在住外国人への防災情報の提供（自治・防災課）

|                |  |           |
|----------------|--|-----------|
| 取組             | ・地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人への配付や町ホームページでの掲載等を実施する。<br>【対象】町内在住者 |           |
|                | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  | 目標        |
|                | 令和 2～5 年度  | 令和 6～9 年度 |
| ○ハザードマップ等の多言語版 | -  | -         |
| 関連計画           | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画  |           |
| 実施主体           | 町  |           |

(起きてはならない最悪の事態)

**4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**

(必要な取組)

- (1) ため池の防災・減災対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-3 (2) に記載
- (2) 土砂災害対策・急傾斜地崩壊対策（道路公園課） ※取組内容等は 1-4 (1) に記載

(事前に備えるべき目標)

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(必要な取組)

#### (1) 事業継続力強化支援計画策定支援件数 (産業振興課)

|                     |  |           |           |
|---------------------|--|-----------|-----------|
| 取組                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。</li> <li>・ 府が提供する簡易版 BCP 様式による策定支援</li> <li>・ 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援</li> <li>・ 大阪府商工会連合会が提供する BCP 策定支援</li> </ul> <p>【対象】町内、中小企業事業者</p> |           |           |
|                     | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  | 目 標       |           |
|                     |  | 令和 2~5 年度 | 令和 6~9 年度 |
| ○事業者 B C P 策定支援事業者数 |  | ○530 事業者  | -         |
| 関連計画                | 熊取町地域防災計画<br>熊取町事業継続力強化支援計画  |           |           |
| 実施主体                | 熊取町商工会   |           |           |

(2) 林道橋、農道橋の長寿命化対策 (下水道河川課河川農水室) ※取組内容等は 1-1 (15) に記載

(3) 施設の老朽化対策 (道路公園課) ※取組内容等は 1-1 (17) に記載

(4) 広域緊急交通路等の通行機能の確保 (道路公園課) ※取組内容等は 2-1 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-2) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 施設の老朽化対策 (道路公園課) ※取組内容等は 1-1 (17) に記載

(2) 広域緊急交通路等の通行機能の確保 (道路公園課) ※取組内容等は 2-1 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-3) 食料等の安定供給の停滞

(必要な取組)

(1) 医薬品、医療用資器材の確保体制の整備 (健康・いきいき高齢課) ※取組内容等は 2-1 (1) に記載

(2) 広域緊急交通路等の通行機能の確保 (道路公園課) ※取組内容等は 2-1 (2) に記載

(3) 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の対策 (自治・防災課) ※取組内容等は 2-1 (5) に記載

(事前に備えるべき目標)

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(必要な取組)

#### (1) ライフラインの確保等（自治・防災課）

| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害発生時に、ライフライン事業者は、速やかに災害により途絶した施設の応急措置を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。</li> <li>大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者と連携に努める。</li> <li>災害対策本部等において、被害状況の収集・分析、応急復旧活動に係る総合調整を行う</li> </ul> <p>【対象】町内、中小企業事業者</p> |                                |           |   |
|------|---|--------------------------------|-----------|---|
|      | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   |                                | 目標        |   |
|      | 令和 2～5 年度   |                                | 令和 6～9 年度 |   |
|      | ○大阪府地域防災計画に、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)等の役割を規定<br>・地域防災計画を改定済<br>【対象地区】ライフライン確保  | ○訓練など連携強化を図り、災害時のライフラインの確保に努める |           | ⇒ |
| 関連計画 | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画   |                                |           |   |
| 実施主体 | 町   |                                |           |   |

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(必要な取組)

#### (1) 上水道管路の耐震適合率の向上（上水道課）

| 取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ巨大地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、水道管路の耐震化を積極的かつ計画的に実施する。</li> </ul> <p>【対象地域】給水区域内全域</p> |      |           |  |
|------|---|------|-----------|--|
|      | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   |      | 目標        |  |
|      | 令和 2～5 年度   |      | 令和 6～9 年度 |  |
|      | ○上水道管路の耐震適合率<br>(耐震適合管/全管路)<br>・ 55%  | ○60% | ○65%      |  |
| 関連計画 | 熊取町地域防災計画<br>熊取町第 4 次総合計画<br>熊取町第 6 次水道拡張事業計画   |      |           |  |
| 実施主体 | 町   |      |           |  |

(2) 配水池の耐震化率の向上（上水道課）

|                                       |   |                  |                  |
|---------------------------------------|---|------------------|------------------|
| <b>取組</b>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ巨大地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、配水池の耐震化を積極的かつ計画的に実施する。</li> </ul> |                  |                  |
|                                       | <b>【対象】</b> 希望が丘配水池<br>耐震化済 3 箇所（野田配水池、つばさが丘北配水池、つばさが丘西配水池）   |                  |                  |
| <b>重要業績指標</b>                         |   | <b>目 標</b>       |                  |
| <b>現 状</b><br>(未記載の場合 令和元年実績)         |   | <b>令和 2～5 年度</b> | <b>令和 6～9 年度</b> |
| ○配水池の耐震化率の向上<br>(耐震化済箇所／全箇所)<br>・ 75% |   | ○100%            | ○100%            |
| <b>関連計画</b>                           | 熊取町地域防災計画<br>熊取町第 4 次総合計画<br>熊取町第 6 次水道拡張事業計画   |                  |                  |
| <b>実施主体</b>                           | 町   |                  |                  |

(3) 非常用自家発電機設備の整備（上水道課）

|  |   |                  |                  |
|--|---|------------------|------------------|
| <b>取組</b>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ巨大地震発生等において大規模停電が発生した場合でも、水道水を安定的に供給できるよう自家発電機設備の整備を積極的かつ計画的に実施する。</li> </ul> |                  |                  |
|  | <b>【対象】</b> つばさが丘北配水池<br>整備済 1 箇所（希望が丘受水・配水場）   |                  |                  |
| <b>重要業績指標</b>                                |   | <b>目 標</b>       |                  |
| <b>現 状</b><br>(未記載の場合 令和元年実績)                |   | <b>令和 2～5 年度</b> | <b>令和 6～9 年度</b> |
| ○自家発電機設備の整備率の向上<br>(整備済箇所／整備が必要な箇所)<br>・ 50% |   | ○50%             | ○100%            |
| <b>関連計画</b>                                  | 熊取町第 6 次水道拡張事業計画  |                  |                  |
| <b>実施主体</b>                                  | 町   |                  |                  |

(起きてはならない最悪の事態)

**6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

(必要な取組)

(1) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（環境課）

|  |   |                  |                  |
|--|---|------------------|------------------|
| <b>取組</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や、避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合に、し尿等が適切に処理できるよう関係市町及び関係団体等との連携体制充実に努める。</li> </ul> |                  |                  |
|  | <b>【対象】</b> し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する協定締結の検討   |                  |                  |
| <b>重要業績指標</b>  |   | <b>目 標</b>       |                  |
| <b>現 状</b><br>(未記載の場合 令和元年実績)                                    |   | <b>令和 2～5 年度</b> | <b>令和 6～9 年度</b> |
| ○し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定締結（H25）<br>○災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定締結の検討 |   | -                | -                |
| <b>関連計画</b>  | 熊取町地域防災計画   |                  |                  |
| <b>実施主体</b>  | 町   |                  |                  |

- (2) 下水道（污水）施設の老朽化対策の推進（下水道河川課） ※取組内容等は 2-5（2）に記載
- (3) 下水道（污水）施設の整備促進（下水道河川課） ※取組内容等は 2-5（3）下水道河川課に記載
- (4) 下水道BCPの運用（下水道河川課） ※取組内容等は 2-5（4）に記載
- (5) 生活ごみの適正処理（環境課、環境センター） ※取組内容等は 2-5（6）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

#### **6-4) 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止**

（必要な取組）

- (1) 林道橋、農道橋の長寿命化対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-1（15）に記載
- (2) 施設の老朽化対策（道路公園課） ※取組内容等は 1-1（17）に記載
- (3) 広域緊急交通路等の通行機能の確保（道路公園課） ※取組内容等は 2-1（2）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

#### **6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全**

（必要な取組）

- (1) 治水対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-3（1）に記載
- (2) ため池の防災・減災対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-3（2）に記載
- (3) 土砂災害対策・急傾斜地崩壊対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-4（1）に記載
- (4) 山地災害対策（道路公園課） ※取組内容等は 1-4（2）に記載

(事前に備えるべき目標)

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

#### (1) 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策 (消防組合、自治・防災課)

|                                 |  |           |           |
|---------------------------------|--|-----------|-----------|
| 取組                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組を指導する。</li> <li>また、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の権限が移譲された市町村においても、同様の取組が行われるよう働きかける。</li> </ul> |           |           |
|                                 | 【対象】 保安 3 法対象事業所   |           |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) |  | 目 標       |           |
|                                 |  | 令和 2~5 年度 | 令和 6~9 年度 |
| ○立入件数<br>・7 件                   |  | ⇒         | -         |
| 関連計画                            | 熊取町地域防災計画<br>大阪府強靱化地域計画  |           |           |
| 実施主体                            | 消防組合<br>町  |           |           |

#### (2) 原子力事業所 (原子力災害対策特別措置法第 2 条第 4 号事業所) の保安対策 (自治・防災課、環境課)

|   |   |           |           |
|---|---|-----------|-----------|
| 取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画 (原子力対策編) に基づき、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、原子力災害対策を実施する。</li> <li>原子力施設及びその周辺住民の安全確保に関する協定書第 7 条及び原子力関係施設及びその周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書第 8 条の規定に基づき、原子力事業者が行う、原子力災害の予防措置が適切に行なわれているか確認する。</li> </ul> |           |           |
|   |   |           |           |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)   |   | 目 標       |           |
|   |   | 令和 2~5 年度 | 令和 6~9 年度 |
| ○地域防災計画 (原子力災害対策編) (R2.3 策定)<br>○屋内退避・避難誘導計画 (R2.7 策定)<br>○原子力問題対策協議会の開催 (原則 2 回/年) |   | -         | -         |
| 関連計画  | 熊取町地域防災計画   |           |           |
| 実施主体  | 町   |           |           |

(3) 準防火地域の指定拡大検討 (まちづくり計画課) ※取組内容等は 1-1 (18) に記載

(4) 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 (生涯学習推進課) ※取組内容等は 1-2 (5) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(必要な取組)

- (1) 林道橋、農道橋の長寿命化対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-1 (15) に記載
- (2) 施設の老朽化対策（道路公園課） ※取組内容等は 1-1 (17) に記載
- (3) 広域緊急交通路等の通行機能の確保（道路公園課） ※取組内容等は 2-1 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-3) ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

- (1) ため池の防災・減災対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-3 (2) に記載
- (2) 土砂災害対策・急傾斜地崩壊対策（下水道河川課河川農水室） ※取組内容等は 1-4 (1) に記載
- (3) 山地災害対策（道路公園課） ※取組内容等は 1-4 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

(必要な取組)

- (1) 有害物質（石綿）の拡散防止対策（環境課）

|                       |  |           |           |
|-----------------------|--|-----------|-----------|
| 取組                    | ・ 地震発生時に建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、有害物質の周辺環境への拡散を防止するため、府による有害物質対策と連携協力し拡散防止を図る。 |           |           |
|                       | 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績)  | 目標        |           |
|                       |  | 令和 2~5 年度 | 令和 6~9 年度 |
| ○解体業者等への適正処理に関する啓発の実施 | -  | -         | -         |
| 関連計画                  | 熊取町地域防災計画  |           |           |
| 実施主体                  | 町  |           |           |

- (2) 原子力事業所（原子力災害対策特別措置法第 2 条第 4 号事業所）（自治・防災課、環境課、消防署） ※取組内容等は 7-1 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-5) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(必要な取組)

#### (1) 鳥獣被害対策 (産業振興課)

|                      |   |                  |                  |
|----------------------|---|------------------|------------------|
| <b>取組</b>            | ・ 農村地帯において、鳥獣被害対策を推進する。<br>【対象】高田、成合、和田、小谷、久保ほか |                  |                  |
|                      | <b>重要業績指標<br/>現 状<br/>(未記載の場合 令和元年実績)</b>       | <b>目 標</b>       |                  |
|                      |   | <b>令和 2~5 年度</b> | <b>令和 6~9 年度</b> |
| ○イノシシ捕獲頭数<br>・ 105 頭 |   | ○150 頭 (R3)      | -                |
| <b>関連計画</b>          | 熊取町鳥獣被害防止計画                                     |                  |                  |
| <b>実施主体</b>          | 熊取町鳥獣被害防止対策協議会                                  |                  |                  |

(2) 土砂災害対策・急傾斜地崩壊対策 (下水道河川課河川農水室) ※取組内容等は 1-4 (1) に記載

(3) 山地災害対策 (道路公園課) ※取組内容等は 1-4 (2) に記載

(事前に備えるべき目標)

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態)

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組)

#### (1) 災害廃棄物の適正処理 (環境課、環境センター)

|                                 |   |           |  |
|---------------------------------|---|-----------|--|
| 取組                              | ・ 災害廃棄物処理計画内の一般廃棄物処理施設の現況で示している令和 15 年度の供用開始を目指して、新ごみ処理施設 (エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設) の整備を進める。(泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画 P24~P25 参照) |           |  |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) | 目標  |           |  |
|                                 | 令和 2~5 年度   | 令和 6~9 年度 |  |
| ○熊取町災害廃棄物処理計画 (R3.3 策定)         | -   | -         |  |
| 関連計画                            | 熊取町地域防災計画<br>熊取町災害廃棄物処理計画<br>泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画  |           |  |
| 実施主体                            | 町   |           |  |

(起きてはならない最悪の事態)

### 8-2) 復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(必要な取組)

#### (1) 被災者生活再建事業 (生活福祉課)

|                                 |  |           |  |
|---------------------------------|--|-----------|--|
| 取組                              | ・ 被災者に対し災害見舞金・弔慰金を支給<br>・ 災害援護資金貸付<br>・ 被災者生活再建支援金 |           |  |
| 重要業績指標<br>現状<br>(未記載の場合 令和元年実績) | 目標   |           |  |
|                                 | 令和 2~5 年度  | 令和 6~9 年度 |  |
| -                               | -  | -         |  |
| 関連計画                            | 熊取町地域防災計画  |           |  |
| 実施主体                            | 町<br>熊取町社会福祉協議会                                    |           |  |

#### (2) 震災復興都市づくりガイドラインに基づく熊取町行動マニュアルの作成 (まちづくり計画課) ※取組内容等は 3-1 (5) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組)

#### (1) 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 (生涯学習推進課) ※取組内容等は 1-2 (5) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

#### **8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

(必要な取組)

- (1) 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（生涯学習推進課） ※取組内容等は 1-2（5）に記載